

1951年7月20日第3種郵便物認可 2025年4月1日発行 毎月1回1日発行第75巻第4号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

特集 商業捕鯨の現状と課題

西川邦夫 伊藤鋼平 岡崎遼太郎 岸本充弘 森下丈二 高橋 進

2025年 4 月号 NO.877



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二五年四月号（第八七七号）特集 「商業捕鯨の現状と課題」

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二五年四月一日発行 毎月一回一日発行 第七五巻第四号

農村と都市をむすぶ 頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三―三五〇八一四三五〇



「小室山の寒桜」（編集部）

表紙の写真は「第三大勝丸」です。本誌特集のリード論文に登場する（株）鮎川捕鯨が所有する捕鯨船を執筆者の西川邦夫氏が現地取材の折りに撮影した1枚です。同じく西川氏提供による「金華山（島）」を目次ページに掲載しました。世界三大漁場として名高い「三陸・金華山沖」に由来する島です。金華山沖は親潮と黒潮がぶつかる潮目であり、豊富な種類の魚介類が水揚げされることに加え、リアス式海岸や多くの鳥々の点在によりミネラルを多く含んだ山水が絶えず海へ流れ込み、牡蠣・ホタテ・ホヤなどが育つ極上の環境が整っているそうです。

また、上掲の写真は、静岡県伊東市の「小室山の寒桜」です。早咲き桜として有名な「河津桜」と並び、伊豆半島に生息する桜の一種です。関東地方にも桜前線が近づき、桜の代表格と言える「ソメイヨシノ」の開花が待ち遠しい日々ですが、三寒四温の季節を感じながら春本番を待ちたいところです。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会

（農林行政を考える会）

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	口藤光義	東京大学教授
編集委員	安部信健	東洋大学名誉教授
	堀口山安	早稲田大学名誉教授
	神小林信	農政ジャーナリスト
	小坂雅一	静岡県立農専大学名誉教授
	矢田滋夫	日本農業研究所客員研究員
	秋山巧夫	宇都宮大学特任教授
	友作山邦	日本大学准教授
	西川邦	明治大学教授
		茨城大学教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



水田活用新時代

ー減反・転作対応から地域産業興しの拠点へー

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、
水田を地域農業・産業の拠点として
活かすための実践的提案の書

「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著

◎「水田活用新時代」は農文協(農業書センターTEL03-6261-4760)、「農政改革下の農業・農村」、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



日本農業年報69 基本法見直しは日本農業の 救世主たりうるか ー農政の新たな展開方向をめぐってー

食料安全保障のための課題、国際的・歴史的な位置づけ、現場の生産者を中心とする関係者の思いという3つの視点から、求められる基本法の方角性を問う。

編集代表 谷口信和
編集担当 安藤光義

バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をととして
日本農政の現状と課題を見つめる



服部信司 著



増加する雇用労働と 日本農業の構造

労働者が農業を支える仕組みが広がっている。経営者、家族だけでなく、従業員が重要な担い手になっているのである。
① 担い手の労働者を、直接雇用に派遣や請負、外国人を含め、その大きさを示した。
② 法人に労働者は多いが、正規かパートか、キャリアアップはどうか、代表的な事例を集め分析した。
③ 家族経営でも人を雇うことで展開を図り、後継者が戻るなど、新たな動きを紹介している。

堀口健治・澤田守 編著

◎「基本法の見直しは日本農業の救世主たりうるか」、「増加する雇用労働と日本農業の構造」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)、「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」は筑波書房(TEL03-3267-8599)までお問い合わせください。



「金華山（島）」（編集部）

目 次

特集 「商業捕鯨の現状と課題」西川 邦夫（4）

・ 商業捕鯨の現状と政策伊藤鋼平・岡崎遼太郎（15）

・ 商業捕鯨再開五年間の評価岸本 充弘（32）

・ 捕鯨をめぐる国際交渉と持続可能な利用原則にかかるその象徴性
.....森下 丈二（43）

・ 捕鯨論争と生物多様性高橋 進（56）

〔時評〕 価格転嫁の不都合な真実T S（2）

☆表紙写真 「第三大勝丸」（編集部）

「農村と都市をむすぶ」2025年4月号（第75巻第4号）通巻第877号

価格転嫁の不都合な真実



二〇二一年以降の農業生産資材価格の歴史的な高騰を受けて、農政では生産コストの農産物価格への転嫁が焦眉の急となった。具体的には、一九九九年の制定以降初

めて二〇二四年に大幅改正された食料・農業・農村基本法では、新設された第二三条に「食料の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮」が明記された。また、それを実行に移す方策として、食品等流通法と卸売市場法の改正案が今次国会に提出された。

では、価格転嫁はどれほど進展しているのだろうか。それを把握する上で有用なのが交易条件指数である。その前提として、農産物価格指数は、農業経営体が販売する様々な農産物の価格を集計して指数化した指標で、農業の収入を表す。他方で、農業生産資材価格指数は、農業経営体が購入する様々な農業生産資材の価格を集計して指数化した指標で、農業のコストを表す。その上で、前者を後者で割ったのが交易条件指数で、農業の相対的な収益性を表す。これらの指数の基準年は二〇二〇年であり、交易条件指数が一〇〇を超えていれば、二〇二〇年に比べて農業の収益性が改善しているのに対し、それ

を下回れば悪化していることを意味する。これらは実額ではないため、農業が赤字か黒字かを示すわけではないが、価格転嫁が進んでいるか否かの方向性は分かる。

そこで二〇二四年のデータを見ると、収入を表す農産物価格指数は一一六、コストを表す農業生産資材価格指数は一二一で、前者を後者で割った交易条件指数は九六だった。これが一〇〇を下回っているの、農業の収益性は二〇二〇年の水準を下回っており、同年を基準とすれば価格転嫁は不十分である。他方で、交易条件指数は、二〇二二年は八八、二〇二三が九〇で、二〇二三年以降は農産物価格指数の上昇が農業生産資材価格指数を上回っていることから、農業の収益性は改善傾向にある。ただし、例えば肉牛経営では、一経営体当たりの全国平均の農業所得は、二〇二二年も二〇二三年も赤字であり、部門毎に大きな違いがある点は留意が必要である。

こうした農産物の価格上昇の背景には天候不順等もあり、農水省が想定するような実需者や消費者の理解に基づく円満な価格転嫁とは言い切れないが、いづれにしても、交易条件の改善は一見すると望ましい。しかし、実際には大きな副作用が生じており、その点について、価格高騰が話題になったキャベツと米の例を見てみたい。

まず、キャベツについては、東京都の卸売市場における一キログラム当たりの価格は、二〇二五年一月には三

二・三円に達し、前年同月の四倍以上となった。これを受けて、二〇二五年一月のキャベツの輸入量は一万七六五七トンに達し、前年同月の三九倍にもなった。キャベツに対する関税率は、中韓は三％と低率で、ベトナムは無税であることから、国内価格が上昇するとこれらの国々から間髪を入れずに流入する構図となっている。

さらに、米ではより衝撃的な事態が発生した。米輸入に関しては、七六・七万トンを上限とする枠内輸入には、一キログラム当たり二九二円を上限とするマークアップを課し、それを超える枠外輸入には、一キログラム当たり三四一円の関税を課す関税割当制度が適用されている。その上で、枠内輸入では、国産米への影響を回避するため、主食用米の輸入量は農水省の内規で一〇万トンに制限されているが、二〇二四年の早期に枠が消化された。また、枠外輸入でも、高関税によって従来はバスマティ米のような特殊な米が中心だったが、二〇二四年には国産米と競合する主食用米を含めて一千トン以上が輸入され、一万トン程度の輸入を計画する商社も現れた。

これらの背景にあるのは、国産米価格の高騰である。これまでの主食用の輸入米は、外食産業での国産米へのブレンド用が大半だったが、国産米価格の異常な高騰によって、関税割当の枠内だけでなく、高関税を払う枠外

輸入でも利益が出るようになった。結果として、米国産、台湾産、ベトナム産の食用米が単体で売られるようになり、日本銀行の社員食堂の米も台湾産になった。これによって、輸入米を消費者の目に触れないようにしてきた農水省の努力は水泡に帰した。二〇二五年になって農水省が、それまで及び腰だった備蓄米の放出に踏み切ったのも、こうした米輸入の急増と無縁ではなからう。

今回の顛末が示す不都合な真実は、「貿易自由化と価格転嫁は両立しない」ということである。関税がなければ、国産の価格が上がると輸入が増加して置き換わるため、その価格は輸入元の中国産やベトナム産の水準までしか上がらない。つまり、関税の撤廃は価格転嫁を永久に放棄することを意味する。二〇一〇年代半ば以降に、環太平洋パートナーシップ協定をはじめとする貿易協定を次々に締結して関税撤廃を進めておきながら、一転して価格転嫁を主張するのは矛盾であり偽善である。

右記のような不都合な真実は、実は経済学の教科書に書いてあることばかりである。つまり、農産物のような貿易される商品では、価格転嫁は困難である。また、関税を撤廃すると、輸入品と競争できない国産品の生産者の所得を確保する方策は、財政負担の直接支払いしかない。こうした初歩的な知識なしに価格転嫁を唱える政治家や官僚には、今こそリスクリングを求めたい。(TS)

特集 商業捕鯨の現状と課題

茨城大学 西川邦夫

1. 特集のねらい

二〇一九年六月三〇日をもって、日本は国際捕鯨委員会(International Whaling Commission; IWC)を脱退した。それによって商業捕鯨モラトリアム下で実施されてきた調査捕鯨は終了し、大型鯨類を対象とした商業捕鯨が一九八七年以来約三〇年ぶりに再開された^①。第二次世界大戦後に日本が主要な国際機関から脱退したのは、IWCが実質的に初めてであり^②、その決断は重いものであったと考えられる。当時の大手新聞社による報道は、ほとんどが脱退を批判するものであった(坂元(二〇一九)・・九二)。それから五年が経過し、現在でも一部ではこの間の経緯をめぐる報道が行われているが^③、総じて議論は下火になっているのが現状である。

捕鯨をめぐる様々な議論があることは、筆者も承知をしているつもりである。本特集は特定の方向に議論を展開することが目的ではなく、あくまで多様な論点を掘り起こすことを主眼としている。そこで本特集では、商業捕鯨の現状と課題をめぐる、政策、産業、国際交渉、生物多様性の四つの側面から検証することにした。以下では、収録されている四論文の簡単な紹介を行いたい。いずれの執筆者も、これまで行政官や研究者の立場から捕鯨にまつわる議論に関わってきた方々である。

伊藤鋼平・岡崎遼太郎論文「商業捕鯨の現状と政策」では、現役の水産庁職員の視点から、商業捕鯨の現状と政策を解説している。商業捕鯨の実態から制度的な枠組み、そして今後の政策の展開方向を総括的かつ丁寧に解説した同論文は貴重な情報を提供している。岸本充弘論文「商業捕鯨再開五年間の評価」では、研究者の立場から、特に鯨肉

流通・消費の課題を議論している。商業捕鯨再開後の生産量の減少と価格の高騰は消費の減退を招きかねず、日本が主張する世界人口増加を支えるたんばく源としての捕鯨という理念と、相反していることを指摘している。森下丈二論文「捕鯨をめぐる国際交渉と持続可能な利用原則にかかるその象徴性」では、これまで最前線で国際交渉に当たってきた執筆者が、捕鯨交渉から見えてくる国際関係の構図を議論している。捕鯨交渉は国際法と持続可能な利用原則をめぐるものではあるが、欧米を中心とした枠組みから国際関係が多極化していく現在の動きを先取りしていたことが指摘される。高橋進論文「捕鯨論争と生物多様性」では、環境省職員や研究者として生物多様性の保全に関わってきた視点から、捕鯨と生物多様性をめぐる国際的な潮流の変化を議論している。国際的に生きものへのまなざしは、人類のための「資源」から、人類と同じ「生命体」へと変化してきており、捕鯨問題もその流れからは無縁ではないことが指摘されている。

いずれも執筆者それぞれの視点から、商業捕鯨をめぐる問題を分かりやすく解説している。本特集が読者にとって、捕鯨をめぐる現状と課題を理解する一助となれば幸いである。

2. 基地式捕鯨会社の実態

(1) これまでの経緯と経営の概要

本特集に合わせて、宮城県石巻市鮎川浜で基地式捕鯨を操業している、株式会社鮎川捕鯨を訪問し、伊藤信之社長から経営の実態や課題について話をうかがった。以下では、読者に対するさらなる情報提供のため、その内容を紹介したい。

基地式捕鯨とは捕獲した鯨を陸上に設置された鯨体処理場で解剖^④する捕鯨の方式であり、以前は小型捕鯨とも呼称されていた^⑤。二〇二五年現在、基地式捕鯨の許可隻数は全国で五隻、実質的には鮎川捕鯨、外房捕鯨株式会社（千葉県南房総市）、太地町漁協（和歌山県太地町）の三社が操業している。それらが会員となつて、業界団体として日本小型捕鯨協会を組織している。

鮎川捕鯨の概要は以下の通りである。資本金は三、〇〇〇万円、従業員数は二七名である。従業員の内訳は、船員が一名、内勤（解剖・加工担当）一名、執行役員一名、事務員五名である。鮎川浜地域出身者は伊藤社長を含め

て四名であり、他は石巻市街地から通動している。捕鯨船は二隻を保有している。第三大勝丸（一九トン）は二〇一七年に新造された船である。第八幸栄丸（三二トン）は三〇数年前に建造され、二〇一〇年に外房捕鯨から譲り受けた。主要な施設は鯨体処理場一棟、加工場一棟、加工場兼事務所一棟、直売所一棟（第1図）である。いずれも東日本大震災後に改修、建設されたものである。二〇二三年度の売上高は二億一、六〇二万円である。内訳は、直売所での販売が三％、荷受業者（卸）へ四五％、加工業者へ四二％、従業員の労務費として一〇％となっている。生鮮鯨肉は水揚地である鮎川と北海道から全国に出荷する。また、冷凍肉類、皮原料及び皮・肉の塩蔵品は、伝統的な消費が根付いている南房総市、新潟県、山形県、秋田県、青森県（五月～お盆頃）、函館市（十二月）、及び九州に出荷している。

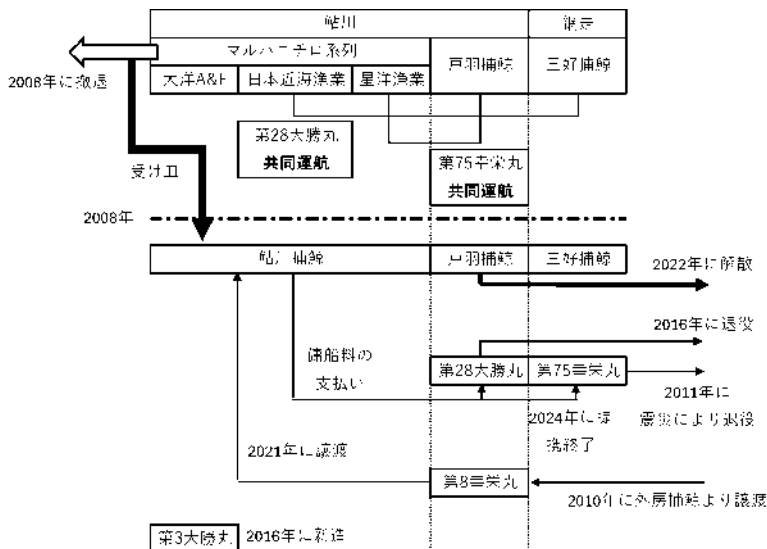
鮎川捕鯨は、第2図のようなやや複雑な設立の経緯をたどっている^⑧。一九八八年に商業捕鯨モラトリウムにもとづいて日本が商業捕鯨を停止して以降、鮎川の捕鯨も縮小を続けてきた。モラトリウム対象外とされたツチクジラの捕獲だけでは十分な売上にはならず、二〇〇二年からは調査捕鯨に参加してミンククジラを捕獲し、事業を継続してきた^⑧。鮎川では有限会社日本近海漁業と有限会社三好捕鯨（北海道網走市）が第二八大勝丸（四七・三トン）を、

第1図 鮎川捕鯨の全景



資料：筆者撮影。

第2図 鮎川捕鯨設立の経緯



資料：聞き取り調査、石川（2019）、森田（2022）より作成。

星洋漁業株式会社と有限会社戸羽捕鯨が第七五幸栄丸（四六・二トン）を共同で運航してきた。日本近海漁業と星洋漁業は、いずれも大手水産会社マルハニチロ系列である大洋A&F株式会社の子会社になる。二〇〇八年に、大洋A&F、日本近海漁業、星洋漁業が捕鯨から撤退した。捕鯨の継続は、マルハニチロにとって海外事業の展開を難しくするためであった。両社の事業を継承したのが、同じく鮎川で操業していた戸羽捕鯨であった。戸羽捕鯨は伊藤社長の子である稔氏（鮎川捕鯨初代会長、現相談役）が経営しており、伊藤社長の祖父である戸羽養治郎氏が一九五五年に創業した。そして、鮎川における捕鯨業の受け皿として、二〇〇八年二月に設立されたのが鮎川捕鯨であった。その際に、大洋A&Fから鯨体処理場や加工場、事務所等を購入して設備を整えた。

鮎川捕鯨設立以降、二隻の捕鯨船は鮎川捕鯨が運用し、戸羽捕鯨と三好捕鯨に備船料を支払う形式となった。二〇二一年に戸羽捕鯨は第八幸栄丸を鮎川捕鯨に譲り渡し、二〇二三年に解散した。二〇二四年には三好捕鯨との業務提携を終了し、三好捕鯨の従業員は鮎川捕鯨で雇用することになった。二〇二五年現在、鮎川捕鯨は日本近海漁業、星洋漁業、戸羽捕鯨、三好捕鯨の四社の捕鯨許可を継承している。

東日本大震災は鮎川捕鯨に甚大な打撃を与えた。津波に

よって加工場一棟を除いて全ての建物が流され、伊藤社長も際どいところで津波から逃れた。当時運用していた第二大勝丸、第八幸栄丸、第七五幸栄丸は全て流され陸に乗り上げたが、うち第二大勝丸と第八幸栄丸は修復して使用可能となった。一部の船員は四月から北海道の釧路で行われた調査捕鯨に参加し、太地町漁協の船に乗り込んだ。七月には、使用可能となった二船で、釧路においてツチクジラ漁を開始した。密接な関係を構築していた小型捕鯨協会の会員による支援も、鮎川捕鯨の復興の過程で大きな役割を果たした。そして、一月からは鮎川において、修復した捕鯨船を用いてツチクジラ漁を行った。東日本大震災発生からわずか四ヶ月で、鮎川捕鯨は本格的に操業を再開することができたのであった。

(2) 商業捕鯨再開後の操業

二〇一九年七月から再開された商業捕鯨では、一年目は基地式捕鯨三社が捕獲枠^⑨をプールして共同操業し、一〇数頭を捕獲した。二〇二〇年からは各社で商業捕鯨の計画を立て、操業をすることになった。現在、鮎川捕鯨が操業を行っているのは、三陸沖を中心とした太平洋と、オホーツク海の二ヶ所である。オホーツク海では釧路市、網走市にある日本小型捕鯨協会が地元の加工場と賃貸契約を結び、解体できるように整備した工場を使用し、太平洋では鮎川と青森県の大畑港（むつ市）で水揚げをする。大畑港で水揚げをした鯨は、鮎川までトラックで移送して解剖する。一二月から二・三月にかけては海況が悪いため休漁としている。また、年間を通して定置網に入り込んだ鯨の解剖を漁協等から受託している。体長5m以上に達する鯨を解剖し、それより小さいものは水産庁の指導もあるため、海に逃がすよう漁協等に要請している^⑩。

二〇二四年における年間の操業は、三月の太平洋（水揚港は鮎川）におけるミンクジラ漁から始まる。三社が保有する四隻による共同操業である。四月になると、鮎川捕鯨はオホーツク海（根室、標津）に移動して、ミンクジラ漁をする。五月から八月中旬までは再び太平洋（鮎川、大畑）で操業し、ミンクジラとツチクジラを捕獲する。八月下旬から一〇月中旬までは道東太平洋沖で、ミンクジラとニタリクジラを捕獲する。秋のオホーツク海での操業も共同操業である。そして、一〇月下旬から一一年にかけて、再び太平洋（鮎川）でミンクジラ、ニタリクジラを捕獲し、年間の操業が終わる。第1表は、二〇二四年において基地式捕鯨に許可された捕獲枠と捕獲実績を示した

第 1 表 基地式捕鯨の捕獲枠と捕獲実績（2024年）

単位：頭				
鯨種	漁場	捕獲枠	捕獲実績	達成率
ミンククジラ	小計	142	87	61.3%
	太平洋	109	54	49.5%
	オホーツク海	33	33	100.0%
ツチクジラ	小計	58	39	67.2%
	太平洋	44	32	72.7%
	オホーツク海	4	0	0.0%
	日本海	10	7	70.0%
ニタリクジラ		12	4	33.3%
合計	合計	212	130	61.3%
	太平洋	153	86	56.2%
	オホーツク海	37	33	89.2%
	日本海	10	7	70.0%
	その他	12	4	33.3%

資料：鮎川捕鯨提供の資料より作成。
注：イルカ漁業の捕獲枠・実績は含めていない。

ものである。捕獲枠は予め各社に配分される場合もあれば、捕獲枠に達するまで競争的に捕獲が行われる場合もある。同表より、許可された捕獲枠を十分に満たせていないことが分かる。捕獲枠の達成率は合計で六一・三％にとどまっており、特に捕獲枠の多い太平洋でのミンククジラが四九・五％と低い。その要因は、捕鯨船の能力の問題（小型船は時化に弱いために、陸から五〇マイル位までに漁場が限定されること）、三陸沖の海水温の上昇による鯨の移動が考えられている。捕獲枠を満たしていないために捕鯨船の操業度が低下し、また売上高も減少するため、結果として経営の収益性が悪化することになる。

調査捕鯨を行っていた際は国から備船料の支払いを受けていたが、商業捕鯨の再開によりそれが無くなった。ただし、現在でも国から円滑化実証等事業にもとづく補助金の支援を受けている。円滑化実証等事業とは、商業捕鯨が三〇年間にわたって中断されていたことから、その円滑な再開を支援することを目的としたものである。小型捕鯨協会が事業の実施主体となっており、三社が実際の事業を行って補助金を受給している。小型捕鯨協会に係る事業は、要した経費の二分の一が支払われるもの（実証事業）と、定額支払（流通等効率化事業）の二つの部分に分けられる。前者は船員の経費に充てられ、二〇二四年度に合計で約二億三、八〇〇万円が支払われている。後者は解剖等の陸上

経費に充てられるもので、合計で約一億二、〇〇〇万円が支払われている。三社が一つの漁場において解体・加工場を集約し、効率化を図ることが支払いの条件となっており、秋の釧路での共同操業が対象となっている。以上の補助金のどれだけが鮎川捕鯨に支払われたかの詳細は分からないが、二〇二三年度の売上高が二億一、六〇二万円であったことを鑑みると、補助金による支援は現在でも不可欠なものになっていることがうかがわれる。

なお、商業捕鯨が再開されても、捕獲した鯨に対する科学的管理は厳重に行われている。鮎川には（一財）日本鯨類研究所からの嘱託職員が派遣、常駐し、捕獲した鯨のDNA等を採用して、日本政府がIWCに提出する科学的根拠となっている。また、定置網に入り込んだ鯨についても、DNAは（一財）日本鯨類研究所に送られる。

(3) 今後の課題

今後の課題として、三陸沖の海水温の上昇について触れておきたい。近年、青森県、宮城県を含めた日本近海での海水温の上昇が不漁につながっているとの認識が強まっており、科学的な研究も開始されている¹⁰⁾。先の第1表からも、太平洋でのミンクジラの漁獲高減少が示唆された。そこで、伊藤社長は、捕獲枠の達成率が高く資源量も大きいことが示唆されるため、オホーツク海での捕獲枠を増やす等、操業海域の拡大を希望している¹⁰⁾。また、かつては母船式捕鯨のみに許可されていた、ニタリクジラの捕獲枠拡大も希望している。ニタリクジラは鯨体が大きいので、船が小さい基地式捕鯨での捕獲は認められてこなかった。二〇二四年から水産庁留保分から小型捕鯨協会に一二頭の捕獲枠が許可され、他社と共同で操業して四頭捕獲した¹⁰⁾。今年は八月から九月にかけて二〇頭の捕獲枠が許可されることになっており、操業を拡大することになっている。

人材の確保も重要な課題である。捕鯨は海上、陸上ともに高度な熟練を要する産業である。例えば、鯨の解剖に使用する大包丁（第3図）を十分に利用できるようになるためには、一〇年かかるとされている（森田（二〇二二）…三二）。機械化も難しいとのことである。鮎川捕鯨の従業員の年齢構成は、特に陸上作業について、熟練を身につけている六〇歳代以上の従業員（OBの再雇用も含む）と、入社して経験の浅い二〇～三〇歳代の従業員との間に、空白が生じている状況になっている。一世代を三〇年とすると、ほぼ一世代分の空白が生まれており、概ね商業捕鯨が中断されていた期間と一致する。技術の伝承が必要になっているが、人手不足は鮎川捕鯨でも悩みの種となっている。

第3図 解剖用の大包丁



資料：筆者撮影。

海上、陸上ともに従業員の採用は縁故が中心となっているため、より範囲を広げて採用活動に取り組む必要があるかもしれない。なお、外国人技能実習生の導入は考えていない。実習期間が限られるために上記の技能の伝承にそぐわないとともに、帰国後の技能形成という制度の目的にも合致しないためである。

伊藤社長をはじめとした、捕鯨関係者の意識の変化も指摘したい。調査捕鯨の時は荷受業者に鯨肉を販売して終わリだったが、現在は需要を拡大するために消費者への関心を強くするようになった。震災後に建設した直売所で消費者と直接交流するとともに、インターネットによる販売も行っている。直売所の目的は、鮎川で鯨を扱っているということ、また実際に食べてもらって鯨がどのようなものであるか等、消費者に認識してもらうことである。仙台駅構内等でのイベント販売、高速道路サービスエリアにある売店への出品も始めた。料理店等にも積極的に営業をしている。消費者への直接販売等が売上高に占める割合は、先述のようにまだ大きくはないが、一步一步取組を進めていくことが需要の拡大につながると伊藤社長は認識している。

3. 若干の示唆

本リードの最後に、鮎川捕鯨に対する聞き取り調査から得られた若干の示唆を述べたい。第一に、生業としての基

地式捕鯨の視点からは、二〇一九年の商業捕鯨再開はぎりぎりのタイミングだったことである。先述の通り、鮎川捕鯨では熟練従業員の高齢化が進む一方で、近年入社した若手従業員への技能伝承が課題になっていた。その間の空白はほぼ一世代分であり、概ね商業捕鯨が中断されていた期間と一致する。また、商業捕鯨は調査捕鯨では得られない、地域に対する波及効果を生んでいる。調査捕鯨は商業捕鯨が中断されていた下では、経営を継続するための重要な手段であった。しかしながら、地域に根付いた生業としては、ネガティブな影響があったことも否定できない。例えば、調査捕鯨時は水揚げや解剖の映像・写真撮影は一切禁止されていた。また、地域の知り合いに尋ねられても、何も話すことができなかったそうである。そのため、地域社会から疎外されていた。森田（二〇二二・二七二）の言葉を借りると、「調査捕鯨は一種の「タブー」だった」のである。しかし、商業捕鯨になってからは全てが公開され、地域との交流も元に戻った。以上の観点から、筆者は商業捕鯨の再開をポジティブに捉えたいと考えている。

第二に、今後は本格的に経済学や経営学を用いた研究が必要となってくることである。森田勝昭は二〇一〇年代の調査によって、鮎川の小型捕鯨はそれまで人類学の分野で論じられてきた「非商業的」な生存捕鯨ではなく、商品の価格によって規定される「商業活動」であることを指摘している（森田（二〇二二・二六四―二六八）⁴⁴）。しかしながら、非商業捕鯨から商業捕鯨への転換は、人類学における視点の変化だけではなく、実は鮎川で行われている小型捕鯨自体の変化を反映したものではないか。そうであるなら、今後は研究においても、産業としての捕鯨の発展への寄与が期待されることになるだろう。

最後に、聞き取り調査にご協力いただいた鮎川捕鯨の伊藤信之社長、本特集への執筆をご快諾いただいた皆様、また本特集の企画にご協力いただいた水産庁資源管理部国際課捕鯨室の皆様に、心より御礼申し上げます。

〔参考文献〕

- ・石川創（二〇一九）「日本の小型捕鯨業の歴史と現状」岸上伸啓（編）『世界の捕鯨文化―現状・歴史・地域性―』（国立民族学博物館調査報告二四九）…二一九―一五二。
- ・森田勝昭（二〇二二）『クジラ捕りが津波に遭ったとき―生業の人類学―』名古屋大学出版会。
- ・坂元茂樹（二〇一九）「日本の国際捕鯨取締条約の脱退に伴う法的課題」『同志社法学』七一（二）…五五―九六。

注

(1) 商業捕鯨モラトリウム以降も、IWCの管理対象外とされた小型鯨類であるツチクジラやコビレゴンドウ、またイルカ類等の商業目的での捕獲は継続されてきた。

(2) 二〇〇九年に国際コーヒー協定（ICA）から、二〇一二年に一時産品共通基金協定から脱退した例はあるが、いずれも財政事情や必要性の有無によるものである。坂元（二〇一九・五七）を参照。

(3) 例えば、日本経済新聞「鯨肉、国産供給三割増 捕鯨大手の来年度計画」、二〇二四年二月二七日付（朝刊）、を参照。
「解剖」とは鯨の解体のことを指す。

(5) それに対して、船団を組んで母船で解体する方式のことを、母船式捕鯨と呼ぶ。母船式捕鯨の許可を得ているのは、一船団のみである。基地式捕鯨において捕獲が認められているのはミンクジラ、ニタリクジラ、ツチクジラ、コビレゴンドウ、オキゴンドウであるのに対して、母船式捕鯨にはミンクジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、とより大型の鯨種の捕獲が許可されている。

水産庁「捕鯨をめぐる情勢」（二〇二五年一月）を参照。

(6) 鮎川捕鯨設立の経緯や東日本大震災からの復興の過程については、今回の聞き取り調査とともに、石川（二〇一九）、森田（二〇二二）も参照している。

(7) 二〇〇〇年から開始された第二期北大西洋鯨類捕獲調査（JARPNII）による調査捕鯨の拡大、アイスランドからの鯨肉輸入増加による鯨肉流通量の増加が、ツチクジラの価格下落をもたらしたとする指摘もある。二〇一四年の国際司法裁判所（ICJ）裁定により、JARPNIIは終了となった。石川（二〇一九・一四四―一四六）を参照。

(8) ツチクジラは主に塩に漬け込む等の加工用に用いられる一方で、ミンクジラは生食用に供される。鮎川でツチクジラを食用に利用するようになったのは、一九八八年のモラトリウム受け入れ以降とされている。（石川（二〇一九）…一三六）を参照。

(9) 大型鯨類であるミンクジラ、ニタリクジラの捕獲枠は漁獲可能量（TAC）と呼ばれている。

(10) 定置網に入り込んで捕獲された鯨は、大型鯨類の場合は捕獲可能量から差し引かれてTACが算出される。具体的には、ミンクジラは対象となる海域での五ヶ年平均を、イワシクジラ、ニタリクジラ、ナガスクジラは二管理年度前の頭数が差し引かれる。水産庁「令和七管理年度（令和七年一月～二月）いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじら漁獲可能量（TAC）の設定及

び配分について」(二〇二四年二月)による。捕獲可能量、TACの詳細については、本特集の伊藤・岡崎論文を参照のこと。

(11) 例えば、河北新報「不漁対策へ海水温調査 全漁連、宮城や青森で」、二〇二五年一月二二日付、一面、日本経済新聞「三陸沖、異常な高水温続く 二三年春以降、平年比六度超上昇」、二〇二五年二月一七日付(朝刊)、二七面、を参照。

(12) オホーツク海では鯨資源の増加により、エビ等の漁獲高が減少していると地元の漁協では認識されている。そのため、捕鯨に対しては好意的とのことであった。

(13) 水産庁「捕鯨をめぐる情勢」(二〇二五年一月)、p. 六、を参照。

(14) 一方で、宇沢弘文を引用して、地域資源によって規定される「社会的共通資本」であることも強調されている。森田(二〇二二、二六八)を参照。

商業捕鯨の現状と政策

水産庁国際課捕鯨室 課長補佐

伊藤鋼平

岡崎遼太郎

1. はじめに

鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要である。我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、国際捕鯨取締条約を脱退し、令和元（二〇一九）年七月に大型鯨類を対象とする商業捕鯨を再開した。

令和元（二〇一九）年十二月一日、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律^①」が施行され、鯨類の持続

的な利用の確保に関する基本原則が定められ、国の責務が明らかにされるとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、鯨類科学調査の実施体制の整備、捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の必要な事項が定められた。令和二（二〇二〇）年一月一三日、政府は、同法第五条に基づき、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」を閣議決定し、鯨類の持続的な利用の確保のための施策を総合的に策定・実施しているところである。

また、同法附則第四項において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、同法の施行の状況、捕鯨を取り巻く状況等を勘案し、鯨類の持続的な利用の確保の

在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされている。このことを踏まえ、水産庁は、今後の鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を行うため、「鯨類の持続的な利用の確保の在り方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を開催した。検討会は、令和五（二〇二三）年三月（令和六（二〇二四）年二月に五回の会議を開催し、鯨類研究者、捕鯨業者、地方公共団体等からのヒアリングの結果を踏まえて議論し、当該議論の取りまとめを行った。取りまとめは、鯨類科学調査、捕鯨業経営、流通販売といったそれぞれの段階での課題を含め、令和元（二〇一九）年の商業捕鯨再開以降の捕鯨を取り巻く状況等を網羅的に整理した上で、今後の対応の方向性を打ち出したものとなっている。

今回の寄稿では、この検討会の報告書の内容を抜粋し、検討会後の最新の状況などを追加することで、我が国の捕鯨政策を説明することとする。

2. 捕鯨を取り巻く状況等と検討会で示された対応の方向性

(1) 商業捕鯨の再開

我が国は、国際捕鯨委員会（IWC）が、国際捕鯨取締条約の下、鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展とい

う二つの役割を持っていることを踏まえ、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定されて以降、持続可能な商業捕鯨の実施を目指して、三〇年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきた。しかし、鯨類の中には十分な資源量が確認されているものがあるにもかかわらず、保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めようとする国々からの歩み寄りは見られず、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性がないことが明らかとなった。そのため、科学的根拠に基づき水産資源を持続的に利用するための基本姿勢の下、我が国は国際捕鯨取締条約から脱退し（平成三〇（二〇一八）年一月二十六日に脱退を通告。令和元（二〇一九）年六月三〇日に脱退の効力が発生）、以下の方針に基づき、令和元（二〇一九）年七月から大型鯨類を対象とした商業捕鯨を再開した。

① 令和元（二〇一九）年七月に再開した商業捕鯨の操業海域は、我が国の領海及び排他的経済水域内に限定し、南極海^㉒・南半球では捕獲を行わない。

② 十分な資源量が確認されている種を対象とする。

③ 漁獲可能量（TAC）は、IWCで採択された方式により算出される捕獲可能量以下に設定する。

④ IWC科学委員会、持続的利用支持国等との協力を継続する。

(2) 鯨類科学調査の実施

我が国は、鯨類の捕獲可能量の算出などのために鯨類科学調査を実施している（図1）。

鯨類科学調査は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「水産機構」という。）と指定鯨類科学調査法人に指定された^⑧一般財団法人日本鯨類研究所（以下、「日鯨研」という。）が、以下の意義・目的に基づいて連携・協力しながら実施されている。

(ア) 主として鯨類の持続的な利用が確保されるように捕鯨業を実施するために必要な科学的知見を得ることに

(イ) 鯨類の持続的な利用の確保に関わる国際協力（国際機関等への調査分析結果の提供、国内外の調査研究機関との連携）

このうち、鯨類目視調査は、調査水域内で、ジグザク型の調査コースを航行し、その間に発見した鯨の頭数と調査した距離を基に、統計処理により資源量を推定している（図2）。鯨類目視調査は、IWC科学委員会のガイドラインに基づいて実施されている。

また、鯨類は異なる繁殖グループ（系群）に分かれており、系群がどのように分布しているのか（系群構造）を把握することは資源量推定や捕獲枠を設定するうえで

図1 我が国が現在実施している鯨類科学調査

<北太平洋での調査>	
(1) 北太平洋鯨類資源調査 (JASS-NP) :	ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ及びナガスクジラの捕獲可能量算出に利用
(2) 日露共同オホーツク海鯨類目視調査 :	ミンククジラ及びナガスクジラの捕獲可能量算出に利用
(3) IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査 (IWC-POWER) :	国際機関を通じた大型ヒゲクジラ調査研究への貢献
(4) 太平洋小型鯨類目視調査 :	小型鯨類の捕獲可能量算出に利用
(5) 捕鯨船によって捕獲された鯨体の生物調査（性別、年齢等） :	ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ及びナガスクジラの捕獲可能量算出に利用
(6) 寄鯨調査（性別、年齢等） :	ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ及びナガスクジラ等の捕獲可能量算出に利用
<南極海での調査>	
(7) 南極海鯨類資源調査 (JASS-A) :	国際機関及び国内外の調査研究機関との連携

図2 目視調査の概要

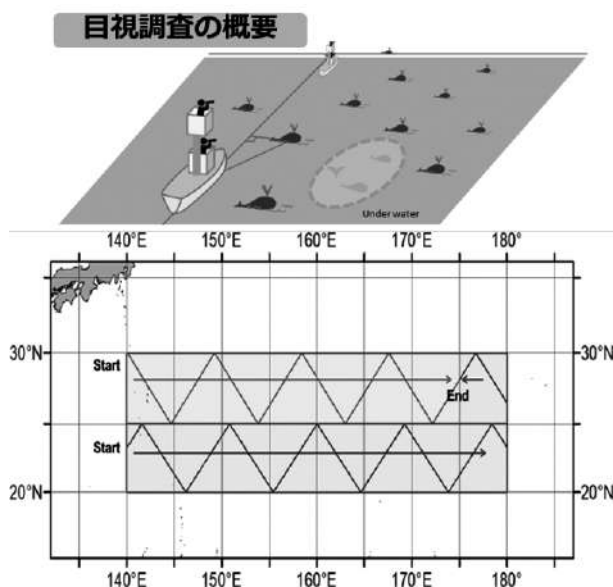
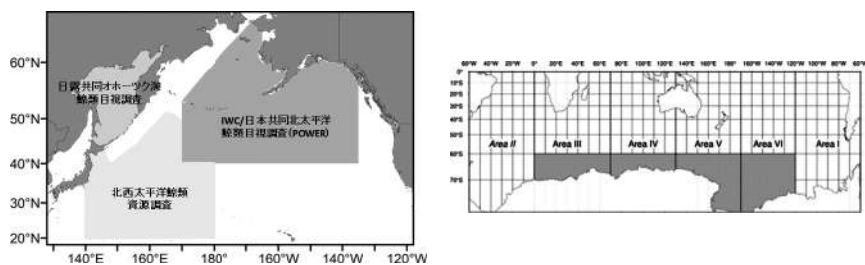


図3 鯨類科学調査の調査海域（左：北太平洋、右：南極海）



重要な指標となっている。その系群構造を調べるために、鯨類からバイオプシー皮膚標本を採取しDNA情報を解析している。さらに、鯨類の回遊経路を調べるために、鯨類に位置情報を発信する標識（衛星標識）を取り付け、鯨が移動した経路と時間を測定している。調査は北太平洋及び南極海で行われている（図3）。

このうち、南極海での調査は、昭和六二（一九八七）年から実施してきた鯨類捕獲調査・鯨類科学調査のうち非致死的調査を継続する形で、鯨類の資源動向を把握するために令和元（二〇一九）年度から実施し、調査結果をIWC科学委員会に報告しており、近年においても、我が国の情報提供に対しIWC科学委員会から謝辞が述べられている。また、調査結果は、南極条約科学委員会（SCAR）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）科学委員会といった国際機関にも報告され、南極海の資源の保存及び管理における我が国のプレゼンスの維持及び国際的な鯨類をはじめとする海洋生物資源研究に貢献している。

(3) 捕獲可能量の算出とTACの設定

我が国は、北太平洋での鯨類科学調査の結果等に基づき、捕獲可能量を算出している。大型鯨類の捕獲可能量

の計算に際しては、IWCで採択された方式であるRMP（Revised Management Procedure：改訂管理方式）を用いている。RMPは非常に保守的な管理方式であり、情報が少ない場合であっても資源が枯渇しないことが確認されている。他の商業捕鯨国であるノルウェーやアイスランドも同方式を用いて捕獲可能量を算出している。RMPの特性として、

① 資源量推定値がない海域（未調査海域）は資源量がゼロとみなされ、全体の資源量・捕獲可能量が過少に評価されること、
② 資源量推定値が古くなると捕獲可能量が減少すること、

③ 調査日数の減少等により資源量推定値の精度が下がると捕獲可能量は減少すること、

④ 系群構造情報の収集は不確実性低減につながり、結果的に捕獲可能量を増加させる可能性があること（例・系群構造仮説の不確実性により、商業捕鯨再開に際して算出されたイワシジラの捕獲可能量は一七四頭から二五頭に縮小）

が挙げられる。このように、我が国の大型鯨類の捕獲可能量は、鯨類調査に基づく科学的なデータから、保守的な方法で導き出されている。

計算した捕獲可能量については、独立外国人科学者（ノ

ルウェー、ドイツ、アイスランド、南アフリカ等から構成）により、当該捕獲可能量の計算方法、計算結果及び使用したデータがレビューされる。その後、水産庁は、当該レビュー結果等を踏まえ、捕獲可能量を確定させ、捕獲可能量の範囲内で漁業法に基づくTACを毎年設定する⁴⁾。調査海域が広いことから、六年をかけて鯨類資源調査を実施し、基本的に六年おきに捕獲可能量を更新する計画となっている。

上述の資源調査の結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、令和六（二〇二四）年七月に、商業捕鯨における捕獲対象鯨種にナガスクジラが追加された。ナガスクジラの捕獲可能量は、我が国科学者がRMPに沿って解析し、独立外国人科学者によるレビューを経た上で六〇頭と算出されており、六〇頭の範囲内でTACを設定している（図4）。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

鯨類科学調査の実施、捕獲可能量の算出とTACの設定に関し、検討会は、科学的根拠に基づく捕獲可能量の下、捕鯨業による鯨類の捕獲を適切に管理するためには、資源量及び系群構造等に関する科学的知見を随時アップデートする必要があることを指摘し、そのために、

図4 令和6（2024）管理年度の大型鯨類のTAC及び捕獲実績等⁵⁾

鯨種	推定資源量	捕獲可能量	TAC	捕獲実績	（参考）令和5年の捕獲実績
ミンククジラ 	20,961頭	167頭	142頭	87頭 （基地式）	83頭 （基地式）
ニタリクジラ 	16,518頭	187頭	187頭	175頭 （母船式） 4頭 （基地式）	187頭 （母船式）
イワシクジラ 	15,455頭	25頭	25頭	25頭 （母船式）	24頭 （母船式）
ナガスクジラ 	19,299頭	60頭	59頭	30頭 （母船式）	

鯨類科学調査を継続する必要があることを示した。

また、捕鯨業者の経営の安定・改善の観点から、捕獲可能量の増枠の可能性についての検討をしていくため、北太平洋における鯨類科学調査を精力的に進め、鯨類に関する科学的知見の拡充等を図ることが重要であることも示した。

その他、鯨類科学調査を継続する上で、

- ① 鯨類科学調査の効率性向上に関する取組を継続、
 - ② 目視調査を補完・代替するための技術（例…ドローンや環境DNA情報を用いた資源量推定）の開発
 - ③ 我が国と他国又は国際機関との共同調査・研究について、積極的に情報発信を行うこと
- についてもその必要性和重要性を示した。

(4) 捕鯨業の状況

我が国の捕鯨業は、①母船式捕鯨業、②基地式捕鯨業（図5）、③いるか漁業が存在する。

① 母船式捕鯨業の状況

母船式捕鯨業は、捕獲した鯨を洋上で解体して鯨肉を生産するための処理施設を有する母船と鯨を捕獲するキヤッチャーボート（独航船）とで船団を構成し操業している。現在、母船式捕鯨業者は共同船舶㈱一社のみであ

図5 我が国の捕鯨業（母船式・基地式）



り、沖合域で大型鯨類であるニタリクジラ、イワシクジラ及びナガスクジラを捕獲対象として操業している。このうち、ナガスクジラは、令和六（二〇二四）年七月に新たに捕獲対象種として追加されたことをうけ、同年八月から捕獲が開始（図6）され、令和六（二〇二四）管理年度の捕獲実績はTAC五九頭に対して三〇頭であった。

共同船舶は、鯨肉販売単価の上昇、製造原価の低減（独航船一隻体制への移行等）等により、商業捕鯨再開四年目の令和四（二〇二二）年度に黒字化を達成した。

また、令和六（二〇二四）年三月に、老朽化していた捕鯨母船・日新丸の代船として、新母船・関鯨丸が竣工している（図7）。共同船舶は、融資を利用した自己資金により同船を建造している。新母船では、日新丸よりも大型の鯨を引き上げ可能となったほか、室内で鯨を解体し、リーファーコンテナで冷凍保管できるなど、衛生面の改善、製品の品質向上などが図られている。

他方、鯨肉在庫は増加傾向にあり、依然としてキャッシュフローは厳しい状況にある。具体的には、白手物等コロナ禍の影響等により売れにくい部位の販売不振、大手量販店の鯨肉の取扱いの敬遠による流通ルートの制約等が課題として挙げられる。また、今後の収支面の不安要素として、新母船・関鯨丸の減価償却費、令和五（二

図6 ナガスクジラの初漁



図7 新母船・関鯨丸



〇二三）年五月に購入したアイスランド鯨肉の保管等に係る費用が挙げられる。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

母船式捕鯨業について、検討会は、商業捕鯨再開以降、ニタリクジラ及びイワシクジラをTAC満限まで捕獲している状況（母船式捕鯨業の令和六（二〇二四）管理年度TACはニタリクジラ一七五頭、イワシクジラ二五頭）において、ナガスクジラが捕獲対象種として追加され、また、今後、TACの増枠等が行われたとしても、引き続き、鯨肉在庫の増加を抑制し、基金事業により交付された助成金^⑥等を運転資金とするなどし、収益が得られる単価での販売を確保するための取組が求められることを示した。

そのためには、引き続きコスト削減に努めるとともに、売れにくい部位をどのように販売していくかという大きな課題に対応するため、加工業者等と連携した加工方法の改善、流通販売面の改善等が求められることを示した。

販売促進については、鯨肉をいつでも購入・飲食できる場所が必要との観点から、^ア無人販売店舗の設置及びPR、^イ鯨肉を扱う個人飲食店の開拓、^ウ販売再開に向けた大手量販店、飲食チェーン店等への働き掛け、^エ鯨

メニューを扱う食堂や商店街との連携等に取り組む必要があることが示されている。

② 基地式捕鯨業の状況

基地式捕鯨業は、小型の捕鯨船により捕獲した鯨を操業区域近隣に設置した鯨体処理場に陸揚げした上で解体する操業形態である。IWC加盟時は、ツチクジラ等のIWC管轄外の歯鯨を捕獲していたが、IWC脱退に伴い、ミンクジラの捕獲を再開した。現在、四社の五隻が操業の許可を受けている。オホーツク海におけるミンクジラ操業、日本海におけるツチクジラ操業といった例外はあるものの、全体的にみれば両種ともに沿岸域での発見数・捕獲数が低下し、TAC等を消化できていない状況が続いている。このような中、令和六(二〇二四)管理年度にはニタリクジラの捕獲を開始し、最終的に四頭のニタリクジラが捕獲された。

他方、基地式捕鯨業者の経営は厳しい状況にあり、操業開始時期の早期化、共同操業、共同での鯨体処理場の利用によるコスト削減等に取り組んでいるが、捕獲対象種の不漁もあり、現時点では経営改善に至っていない。今後、安全性を確保した上でニタリクジラの捕獲を増やしていくことで、収益の改善への寄与が期待される。

(検討会で示された今後の対応の方向性)

基地式捕鯨業について、検討会は、これまでミンクジラ及びツチクジラのTACを消費できていない状況を踏まえれば、安定的な商業捕鯨の実施に向けて、商業的に成り立つ収支構造モデルを示した上で、対応することが重要であることを示した。

このため、

(ア) 操業の効率化、捕獲や鯨体処理等に係るコスト削減等を推進していくこと

(イ) 探鯨の効率化、捕獲対象種の検討^{ウ)}

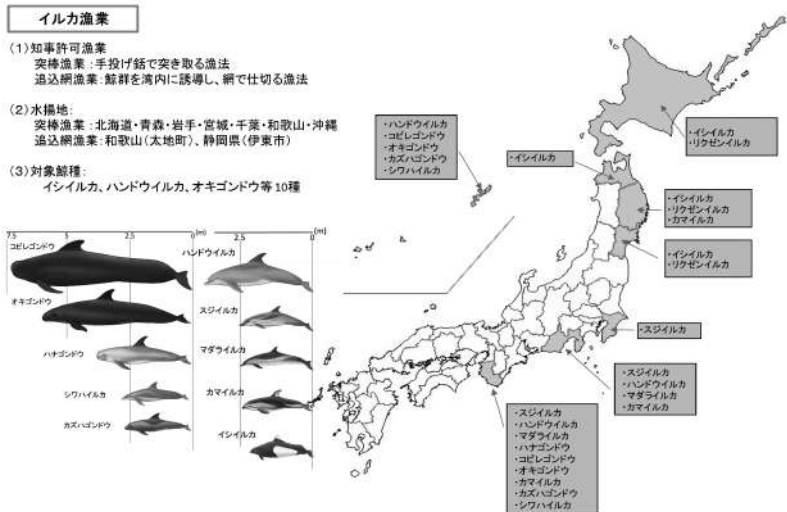
(ウ) 販売面では、食文化維持のための地元への供給の重要性を踏まえつつ、単価を向上させるため、幅広い販売先の検討
について必要性和重要性を示した。

③ いるか漁業

いるか漁業は、都道府県知事の許可の下で操業されており、IWC管轄外の小型の鯨種を対象として令和元(二〇一九)年の大型鯨類の商業捕鯨再開以前から継続して行われてきた(図8)。対象となる鯨種はゴンドウクジラ、ハンドウイルカ、スジイルカ等一〇種であり、「追い込み(網)漁」と「突きん棒漁業」の二種類が存在する。和歌山県太地町で行われているのが「追い込み(網)

図8 我が国のイルカ漁業

我が国のイルカ漁業



(5) 妨害行為等

「漁」で、イルカの群れを湾内へと誘導し、網で仕切って捕獲する漁業である。鉈（もりづつ）を使用する漁とは異なり、生きた状態で捕獲されるため、捕獲個体が水族館へ販売されることもある。また、「突きん棒漁業」は、その名のとおりの手投げ鉈等でイルカを突き捕る漁業で、北海道、岩手県、宮城県、和歌山県、沖縄県などで広く操業されている。対象となる鯨種は、「イシイルカ」等が主に三陸沖から北海道沖にかけて捕獲されている。沖縄県の突きん棒漁業は特殊で、石弓（パチンコ）を用いて行われている。

かつて、商業捕鯨の再開前に調査捕鯨を行っていた際には、主に南極海の調査捕鯨に対してシー・シェパードなどの反捕鯨団体から過激な妨害活動が行われていた。しかし、令和元（二〇一九）年の商業捕鯨再開後、母船式・基地式捕鯨業への目立った妨害活動は行われていない。他方、反捕鯨活動家は、毎年九月一日（和歌山県太地町におけるイルカ追込漁の解禁日）を「日本イルカデー」と称し、太地町や我が国在外公館付近において、我が国のイルカ漁業に反対する抗議活動を実施している。最近では、日本人活動家が太地町での漁業活動をドローンで空撮し、動画をSNSで発信している。漁業者だ

けでなく、鯨類飼育施設や行政機関に対してもデモ活動等の妨害活動が行われており、漁業活動等の妨げになっている。太地町は、イルカ漁業シーズンの開始前に地元の警察・海上保安庁等が出席する対策会議を開催するなどし、妨害行為に備えている。

また、鯨肉の取扱いに消極的な大手量販店等が存在している。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

妨害行為等に対し、検討会は、太地町のドローンの問題をはじめ、引き続き、関係行政機関が密に連携して対応する必要があることを示した。反捕鯨団体の圧力等のために大手量販店等が鯨肉の取扱いを控えていることに對しては、我が国捕鯨業の正当性の発信、鯨類科学調査による国際貢献等に係る国内外への情報発信、科学的エビデンスをもった機能性の研究・PR等、必要な対応を進める必要があることを示した。

(6) 我が国における鯨肉消費量

我が国における鯨肉の国内消費仕向量（消費量）⁽⁸⁾は、昭和三七（一九六二）年度の約二万三万トン（ピークとして減少してきた。商業捕鯨中断後昭和六三（一九八八）年以降）の消費量はおおむね約二万五千トンで推移し、

令和五（二〇二三）年度現在、牛豚鶏肉の消費量が四〇〇万トン以上あるのに対し、鯨肉の消費量は約三千トンとなっており、大消費地のほか、捕鯨・鯨食に馴染みのある地域を中心に消費されている（図9）。

鯨肉の供給元は、国内の捕鯨業によるものに加え、ノルウェー、アイスランドからの輸入が主なものとなる。商業捕鯨再開以降、我が国の捕鯨業による鯨肉生産量は約二、〇〇〇トンであり、令和六（二〇二四）年にナガスクジラが対象鯨種として追加になったものの、生産量は捕鯨業者が市場の動向に応じて選択していくことになるため、必ずしも増加することにはならない。

捕鯨業が持続的かつ自立的に営まれていくためには、捕鯨業により生産された鯨肉が収益が得られる価格で販売・消費されることが重要である。

(7) 文化・食習慣等の広報、学校給食等の取組

農林水産省は、水産白書、水産庁ウェブサイト、農林水産省消費者の部屋、こども霞が関見学ツアー等により、鯨類の持続的利用に関する情報発信をするとともに、補助事業により、日鯨研が実施する鯨類に係る文化に関する情報収集及び啓発活動、学校給食への鯨肉提供等の取組を支援している。

日鯨研は、捕鯨の歴史や文化、伝統工芸品、食体験等

図9 鯨肉生産量の推移

(単位: 1000t)

年 度	国 内 生産量	外 国 貿 易		在庫の 増減量	国内消費 仕向量
		輸 入 量	輸 出 量		
昭和 35	1960	154	0	0	154
36	1961	179	0	0	179
37	1962	226	14	7	233
38	1963	193	12	9	196
39	1964	198	24	41	181
40	1965	218	19	34	203
41	1966	185	21	9	197
42	1967	172	29	21	180
43	1968	156	11	20	147
44	1969	156	13	20	149
45	1970	125	15	15	125
50	1975	76	29	0	105
55	1980	21	25	0	46
60	1985	15	17	0	32
62	1987	5	1	0	6
商業捕鯨モラトリアム導入					
63	1988	2	1	0	3
平成 元	1989	1	0	0	1
5	1993	2	0	0	2
10	1998	2	0	0	2
15	2003	4	0	0	4
20	2008	5	0	0	5
21	2009	4	0	0	3
22	2010	3	0	0	2
23	2011	3	1	0	△ 1
24	2012	2	1	0	0
25	2013	2	0	0	△ 2
26	2014	2	2	0	△ 1
27	2015	3	1	0	△ 1
28	2016	3	1	0	1
29	2017	2	1	0	1
30	2018	3	0	0	0
令和 元	2019	1	1	0	0
2	2020	2	0	0	0
3	2021	2	0	0	1
4	2022	2	0	0	0
5	2023	2	3	0	2

出典: 令和5年度食料需給表

1. 外国貿易は、財務省「貿易統計」の「0208.40.011(冷凍鯨肉)」のうち、本表の計上単位(1000t)以上の実績があるものを計上した。
2. 在庫の増減量は、当年度末繰越量と当年度始め持越量との差である。したがって、その増加量(+)は国内消費仕向量を算出する際には減算され、減少量(△)は加算されることとなる。
3. 国内消費仕向量は、国内生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量(又は+在庫の減少量)によって算出される。

を通じて我が国が鯨と深い関わり合いを持ってきたこと、それらは後世に継承すべき伝統であること、また、鯨類の多くは健全な資源であり持続的に利用可能な資源であることなどについて、ポータルサイトやパンフレットなどの印刷物、各種イベントの開催等を通じて広く情報発信を行っている。また、小中学校へ出張授業を実施し、授業の後には給食や試食等で鯨肉を提供しているほか、学校給食への鯨肉提供の支援（市場価格の三分の二を補助）を実施しており、同事業により、令和五（二〇二三）年度は三〇都道府県の小中学校のべ五、三一三校の学校給食に鯨肉（約一〇〇トン）が提供された。

また、捕鯨にゆかりのある地域をはじめ、各地の地方公共団体において、鯨食普及・鯨食文化の維持のための様々な取組が行われている。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

文化・食習慣等の広報、学校給食等の取組について、検討会では、日鯨研が実施する鯨類に係る文化に関する情報収集及び啓発活動、学校給食への鯨肉提供等の取組について、これを継続するとともに、一層の効率化や効果向上に努める必要があることを示した。具体的には、以下のとおり示されている。

学校給食への鯨肉提供は、子供達が鯨食を体験する効

果的なツールとなっていることを評価し、実施に積極的な自治体等の要望を踏まえ、この取組を引き続き積極的に実施することが重要である。その際、認知度の低い白手物への認識を高めるため、赤肉以外の提供の拡大も検討するべきである。

現在の鯨肉消費の実態を踏まえれば、イベント開催等は、鯨食文化が色濃く残り鯨肉を日常的に入手可能な地域において重点的に進め、まずはそういった地域の家庭内で日常的に食べる文化を確立させることが重要である。その際、これまでの鯨類科学調査の取組をアピールすることは、我が国の捕鯨の正当性への理解を促進し、鯨類に係る文化継承の一助となることが期待される。

地方公共団体による、販売ルートを有する地元の加工業者、小売店、飲食店と連携した取組は、特に鯨食文化に接する機会を増やすために効果的であると考えられるため、推進する必要がある。これまで鯨肉を食べたことがない世代や地域の方に、今後、鯨肉を食べてもらうようにするためには、食べて美味しいという体験が必要であり、鯨に係るお祭りといったイベントは、一般市民が鯨肉を食べる機会として意義深く、継続されることが期待される。

(8) 国際協力等

我が国は、引き続きIWC科学委員会や持続的利用支持国と協力していくこととしている。IWCに関しては、我が国は令和元(二〇一九)年六月に国際捕鯨取締条約を脱退したものの、オブザーバーとしてIWCの会議に参加するとともに、IWCとの共同調査等を実施している。NAMMCOにもオブザーバーとして参加し、鯨類の国際的な資源管理に貢献している。

また、農林水産省は、関係省と連携・協力し、IWCやNAMMCOといった国際機関との連携・協力、東カリブ漁業大臣会合、大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議(COMHAFAT)等の機会を活用した持続的利用支持国との連携、関係国への働き掛けを実施している。

目鯨研は、上記のIWCとの共同調査、NAMMCOとの衛星標識開発プロジェクトへの参加、外国人研究者との共同研究を実施するほか、北太平洋での鯨類科学調査結果について、各種の国際機関への報告、国際学術雑誌への投稿・掲載を行った。南極海調査に係る国際貢献については、2・(2)に記載のとおりである。

(検討会で示された今後の対応の方向性)

国際協力等に関し、検討会は、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという観点から、引き続きIW

C、NAMMCOの会議にオブザーバーとして参加し、議論に貢献する等の必要があり、両機関をはじめとした国際機関等に、我が国の鯨類科学調査結果を報告することが重要であることを示した。

また、科学的な観点からも、IWC及びNAMMCO、両機関以外の国際機関、外国人科学者との連携を積極的に進める必要があること、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用及び管理に関する考え方を維持・強化するため、持続的利用支持国会合の開催等により、引き続き持続的利用支持国との連携等を図る必要があることも示した。

(9) 適正流通

我が国は、鯨肉の違法流通を防止するために、法令によって、違法に捕獲したひげ鯨等の販売・所持等を禁止するとともに、ひげ鯨等を捕獲した者に、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析の実施を義務付けている。また、輸入鯨類製品についても、公的機関によるDNA検査証明書及び輸出国政府発行の合法的捕獲証明書の水産庁への提出を輸入貿易管理令等により義務付けている。その上で、水産庁は毎年度、DNA検査事業として、輸入品を含め、国内に流通する鯨類製品のDNA検査を行い、これを過去に捕獲・混獲・輸入された個体

のDNA情報が登録されているDNA登録データベースと照合し、法令の規定に違反して捕獲された鯨類に由来する鯨類製品の有無を確認することにより、かかる製品の国内流通を防止している。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

適正流通について、検討会は、国内に流通する鯨類製品のDNA検査を継続し、法令に違反して捕獲された鯨類の国内流通の防止を図る必要があることを示した。

(10) 財政支援、その他

「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」第十九条に基づき、農林水産省は、関係省と連携の上、捕鯨業の安定的な実施に向けて、非致命的調査等の確実な実施、持続的利用を支持する国との連携や情報発信、捕鯨の実証事業の実施等を支援するための財政上の措置を講じている。令和六（二〇二四）年度においては、捕鯨対策予算として、約五一億円が計上されている。

（検討会で示された今後の対応の方向性）

財政支援等について、検討会は、前述の対応の方向性を踏まえ、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律第一九条に基づく必要な財政支援及びその他の支援を講じる

ことが必要であることを示した。

3. まとめ

我が国は重要な食料資源である鯨類を持続的に利用し、伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承していくために、鯨類科学調査を安定的かつ適切に実施し、商業捕鯨が持続的かつ自立的に営まれるようにしていく必要がある。この基本的な姿勢については検討会でも示されている。

また、商業捕鯨について、

① 母船式捕鯨業に関しては、今後、TACの増枠等が行われたとしても、収益が得られる価格での販売を確保するためのコスト削減・販売促進の取組などが求められること

② また、基地式捕鯨業に関しては、操業・探鯨の効率化の検討などが求められること、
といった方向性が検討会で示された。

我が国としては、検討会の取りまとめに示された対応の方向性を踏まえ、引き続き国、地方公共団体、鯨類資源研究者、捕鯨業者、加工・流通業者・飲食業者、消費者等の関係者が連携して、必要な対応に取り組んでいく必要がある。

注

- (1) 「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成二九年法律第七六号)が、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第七三号)により改正されたもの。
- (2) 環境保護に関する南極条約議定書(南緯六〇度以南の地域に適用)の規定に照らし、国際捕鯨取締条約に基づき有する権利によらなければ、南極海で捕鯨を行うことはできない。
- (3) 日鯨研は平成三〇(二〇一八)年十一月、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成二九(二〇一七)年法律第七六号)第七条第一項に基づき、指定鯨類科学調査法人に指定された。「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改正(令和元(二〇一九)年二月)された後は、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」附則第二項に基づき、指定鯨類科学調査法人の指定を受けたものとみなされる。
- (4) IWCで採択された算出方式により算出された捕獲可能量から、捕鯨業における漁獲以外の人為的要因(定置網混獲等)による死亡頭数を差し引いて設定する。
- (5) ツチクジラについては、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四八号)附則第二条の規定及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三八年農林省令第五号)第四二条第一項の規定により、
 - (6) 農林水産大臣が水域別の捕獲頭数の上限を定めている。令和六(二〇二四)管理年度の捕獲上限は五八頭、捕獲実績は三九頭(基地式捕鯨業による)であった。
 - (7) 農林水産省は、鯨類科学調査に協力する共同船舶(株)の船舶の運航及び生産物の販売等に必要な経費について、基金事業による助成金を交付(貸付方式)(令和六(二〇二四)年度…一〇億円)。
 - (8) 令和六(二〇二四)管理年度にニタリクジラの捕獲を開始済。
 - (9) 農林水産省「食料需給表」
ひげ鯨及びまっこう鯨

商業捕鯨再開五年間の評価

下関市立大学教授 岸本充弘

1. はじめに

多くの農水省職員や関係者の方が目にする本書で、商業捕鯨の現状と課題が特集として取り上げられることは、捕鯨に関する情報発信が常々足りていないと感じていた私にとって、非常に時宜にかなった企画であった。

その一方で、茨城大学の西川先生から本稿の執筆依頼があった際は、正直面食らってしまった。それは、日頃から現状の商業捕鯨の在り方や鯨肉の販売等に対して批判的に見てきたことに加え、商業捕鯨再開後の評価を、現場の労苦も知らない方が、お引き受けすべきか一瞬躊躇ってしまったからである。しかし、商業捕鯨で国内唯一の母船式捕鯨基地となり、くじらの街として様々な取り組みが行われてきた下関と、そこに住む市民の視点で

改めて商業捕鯨再開の五年間がどう見えているのかを知っていたく機会をいただいたことに感謝し、改めて執筆のお引き受けをすることとした次第である。なお本稿では、普段あまりなじみの無い捕鯨に係るテーマであることを考え、できるだけ平易な記述とすることを心掛けた。

二〇一九年七月に三十一年ぶりに再開された日本の商業捕鯨は既に六年目に入り、二〇二四年四月からは、老朽化した捕鯨母船・日新丸の後継船として、新たに山口県下関市で建造された関鯨丸が就航したのは周知のとおりである。同年七月末からは、新たな鯨種としてナガスクジラが追加・捕獲され、市場に出回る様子がニュースに取り上げられることも多くなり、捕鯨に対する関心が少しでも広がることを期待している。その一方で、国際

捕鯨委員会を脱退までして選んだ商業捕鯨再開は、捕鯨関係者のみならず鯨肉に親しんできた多くの市民にとつて、美味しく安価な鯨肉が食べられる機会が増えるのではないかとその期待感を持って、その動向が注視されてきた。ところが、調査捕鯨時には鯨肉が調査副産物であったという前提はあるものの、現状は調査捕鯨時と比較して、捕獲頭数、鯨肉生産量の減少、鯨肉価格の高騰という、期待と掛け離れたものとなっている。

そこで本稿では、調査捕鯨時と現状の商業捕鯨における鯨肉価格や生産量、消費量等の比較を交えながら、商業捕鯨再開五年間の評価について検証する。併せて、将来にわたり持続的な商業捕鯨を目指すためには何が必要なのか、その課題も考えていきたい⁽¹⁾。

2. 鯨肉の流通と消費量の変遷

鯨肉の消費は、江戸期の古式捕鯨が行われていた紀州、土佐、長州、西海の四地域と、その周辺である西日本を中心に広がり、近代捕鯨以降、捕鯨会社が沿岸の事業場や工場などを設置したことにより広域に広がっていった。その後、鯨肉が一気に全国に普及拡大した背景には、戦後の食糧難解消のための給食における鯨肉利用もあった。その一方、伝統的な古式捕鯨地域で、現在も継続的に捕鯨が行われている和歌山県太地町や、近代捕鯨

以降事業場が置かれ、現在も捕鯨が行われている宮城県石巻市、古式捕鯨から近代捕鯨以降も流通基地であった下関市や都市の文化として鯨食文化が継承されている北九州市等、鯨の食文化はそれぞれの地域における捕鯨の歴史や文化等が背景にあり、赤肉と皮等の白手物では食べる地域の偏在もあるなど、様々な背景に伴い、複層的に鯨食文化の広がりや継承が見られることも特徴である。

戦後の日本における商業捕鯨は、当初食糧難を解消するために、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）から許可を受けた小笠原捕鯨に続き、その翌一九四六年には南氷洋捕鯨に出漁している。その後は大洋漁業、日本水産、極洋捕鯨の大手資本である水産会社の捕鯨部門、いわゆる三大捕鯨会社を中心に、南氷洋や北洋を操業海域とした遠洋捕鯨と日本沿岸を操業海域とした沿岸捕鯨の二本立てで行われた。しかしその後、国際捕鯨委員会により一九六〇年代から段階的に行われた大型鯨類の捕獲規制により、捕獲鯨種や捕獲頭数の削減等が行われ、商業捕鯨の規模が縮小されることとなる⁽²⁾。将来的な捕鯨事業の厳しさを見越して、国内の各水産会社捕鯨部門や中小の捕鯨会社による六社統合が進められ、現在の共同船舶の前身である共同捕鯨が誕生することとなった⁽³⁾。共同捕鯨の設立により商業捕鯨は維持継続されたが、一

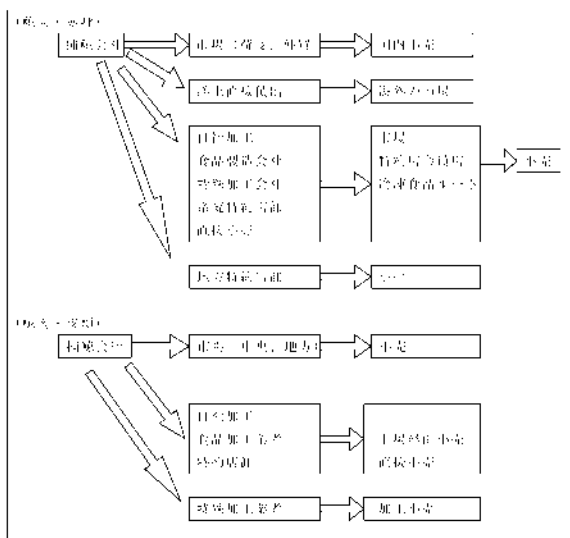
九八二年の商業捕鯨モラトリウム決定により、日本では一九八七年から商業捕鯨が一時停止され、同年商業捕鯨再開に必要な鯨類資源の科学的なデータを集めるための調査捕鯨に移行し、二〇一九年の商業捕鯨再開により現在に至っている。

戦後の商業捕鯨における鯨肉の流通経路は、魚等水産物の一般流通経路と多少異なっている。市場を経由する一部の鯨肉を除き、多くの鯨肉が、生産者であり捕鯨会社でもあった各水産会社が、各社のグループ内で生産から販売までを一手に担っていた(図1)。

このことは、鯨肉の多くが市場外流通であることのベースとなり、一九八七年からの調査捕鯨移行後、鯨肉の流通や取り扱いを拡充する取り組みも行われてきたが、長い時間をかけて形成されてきた鯨肉の流通ルートは、調査副産物の流通ルートとしても多くが残され、商業捕鯨再開後の流通ルートでもその名残が見られる。

一方鯨肉の生産量は、水産庁資料によれば一九六二年に国内生産量が二二万六千トンとピークを迎え、その後は大型鯨類の捕獲規制に伴い生産量が減少し、一九八七年の商業捕鯨モラトリウム以降、調査副産物(鯨肉)の国内生産量は五千トン前後で推移してきた⁽⁴⁾。調査捕鯨時の二〇〇八年に共同船舶が実施した調査によれば、全国の総流通量は五一二〇トンで、これは調査副産物とし

図1 1960年代の鯨肉流通ルート



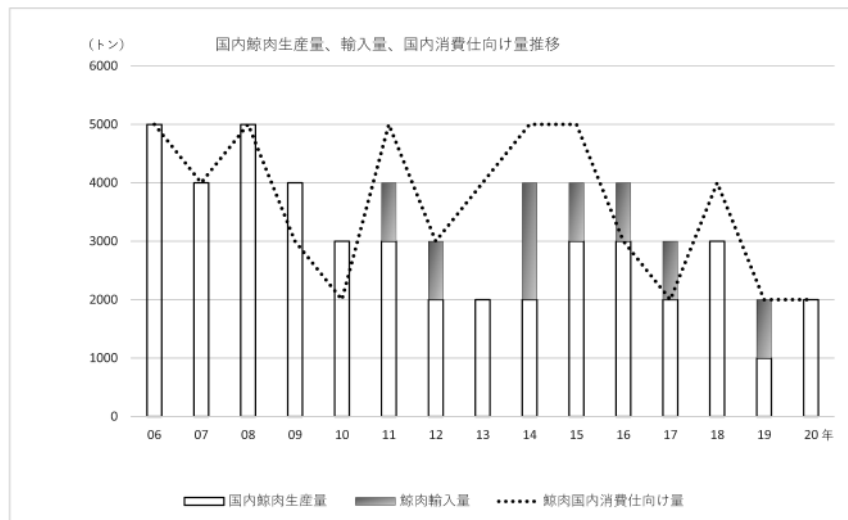
出所：北九州市（1976）『北九州市中央卸売市場史』P346の表を基に筆者作成

て、共同船舶が日本鯨類研究所から販売を受託した鯨肉販売量となる^⑥。

その後、二〇一四年三月三十一日にICJ（国際司法裁判所）から、日本の南極海調査捕鯨に係る判決を受けて^⑦、新たに二〇二五年から開始された新南極海鯨類科学調査（NEWREP-A）と新北西太平洋鯨類科学調査（NEWREP-NP）では、より科学的調査に重点を置いたものとなり、標本サンプル数（捕獲頭数）とそれに伴う調査副産物の生産量も減少した^⑧。それを補填する形で、アイスランドとノルウェーから鯨肉が輸入され、輸入分も含めて、国内では五千トン前後で鯨肉市場が形成されてきた。二〇一九年の商業捕鯨再開後は、TACによる厳格な管理のもと、捕獲頭数の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、ノルウェーやアイスランドからの輸入が一時的に停止されたこと等もあった。そのため、二〇〇六年以降、国内の鯨肉市場は二千トン程度まで一気に縮小した（図2）。アイスランド産鯨肉の輸入に関しては二〇二三年に約二七〇〇トンが四年ぶりに輸入されたが、アイスランドは商業捕鯨の中止を一旦打ち出しており、今後継続的な輸入ができるかどうか、先が見通せない状況にある。

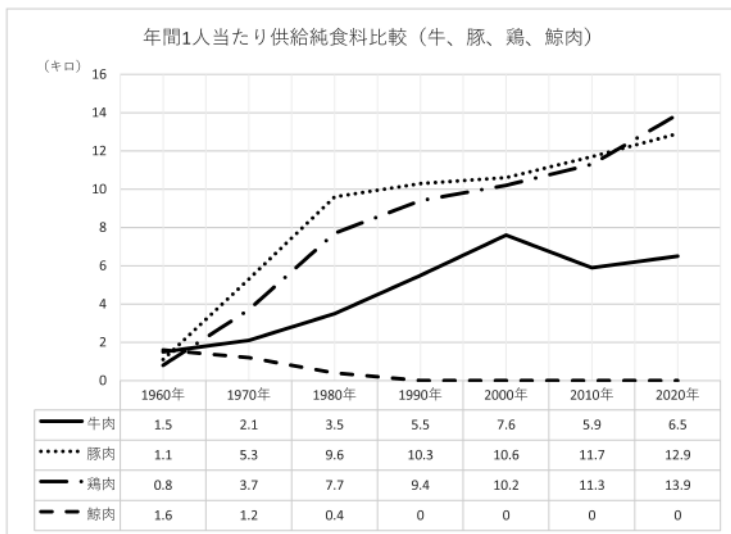
次に、鯨肉の消費量は戦後から商業捕鯨の全盛期である一九六〇年代を経て、その後の調査捕鯨、更に商業捕

図2 国内鯨肉生産量、輸入量、国内消費仕向量推移



出所：令和3年度農水省食料需給表を基に筆者作成

図3 年間1人当たり供給純食料比較（牛、豚、鶏、鯨肉）



出所：令和3年度農水省食料需給表を基に筆者作成

鯨再開に至る現在まで、どのように変化してきたのであろうか。ここでは具体的に、肉類の中で鯨肉がどの程度消費されてきたかについて、農水省食料需給表を基に、年間1人当たり供給純食料比較から見ていくこととした（図3）。

一九六〇年から二〇二〇年の間での年間1人当たりの消費量の変遷を肉の種類ごとに辿ると、一九六〇年でも消費量が多いのが鯨肉の一・六キロ、その次に多いのが牛肉の一・五キロで、豚肉の一・一キロ、鶏肉の〇・八キロと続く。その後豚肉、鶏肉の消費量が一九七〇年から急速に増加し、鯨肉は一九九〇年以降〇キロとなっている。二〇二〇年には鶏肉の一三・九キロ、豚肉の一・九キロ、牛肉の六・五キロとなっており、鯨肉の消費量をはるかに上回っている。

また、前掲した二〇〇八年に共同船舶が実施した調査によれば、同年の日本国内における1人当たりの年間鯨肉消費量は四四・七グラムとなっている。二〇一九年に再開された商業捕鯨においては、流通量から推定すると、1人当たりの年間鯨肉消費量は、約一七グラムと更に減少していると推察される。

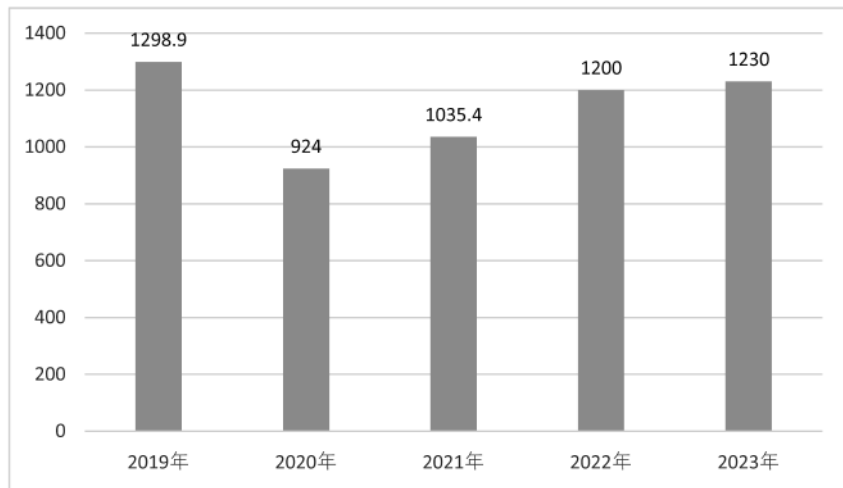
3. 鯨肉価格の変遷とその背景

「鯨の値段は昔安かったのに今は高くなった」との声

は、年配の方から度々聞く言葉である。山口県下関市と関門海峡を挟んで目の前にあり、九州の中でも炭坑労働者や港湾労働者を中心とした塩鯨等の鯨肉消費が多い福岡県北九州市で、一九六三年から一九七一年までの同市生活用品小売価格を見ていくと、一九六三年において鯨肉は、肉類の中で一〇〇グラム当たり二〇・四円と最低の価格帯であり、牛肉や鶏肉価格の三分の一以下であった^⑧。また鯨肉が他の肉類と比較して安価であったという状況は、一九六五年、一九七一年も変わらないものの、比較の対象時期と部位等により、価格の高い安いは変わってくる。

一方、商業捕鯨再開後の鯨肉販売価格（図4）について、多くの鯨肉を供給している共同船舶への聞き取り等によれば、二〇一九年の一キロ当たりの平均販売単価は一二九八・九円となっているが、元々調査捕鯨副産物の販売価格は、調査経費を一定程度販売益で賄う仕組みであったことから、少し高めの固定価格となっていた。また、当時は鯨肉の販売不振等もあり、鯨肉の中でも皮等の白手物の在庫が増加しており、翌二〇二〇年には、その在庫を掃かせるために、販売価格が九二四円まで下がっているものと推察される。しかし翌年以降は、鯨肉の付加価値を高め、販売単価を引き上げるといふ共同船舶の経営方針に基づくプロモーションが行われ、販売価格

図4 鯨肉販売価格（キロ単価：円）



出所：共同船舶への聞き取り等により筆者作成

写真1 下関漁港における生鮮鯨肉競りの様子



出所：2021年11月16日筆者撮影

が一〇三五円まで上昇し、二〇二二年には更に一二〇〇円に、二〇二三年には一二三〇円まで上昇を続けている。

一方、二〇二一年に下関漁港で競られた（写真1）イワシクジラの生鮮尾の身（尾肉）が一キロ当たり一三万円、翌二〇二二年には同じ下関漁港で競られたイワシクジラの生鮮尾の身が一キロ五〇万円という過去最高値が付けられた。更に翌二〇二三年には同じイワシクジラの生鮮尾の身が一キロ八〇万円という最高値を更新した。

鯨の尾の身が非常に美味で、価格も高いものであるという認識は持っていたものの、ここまで値段が上昇すると、とても普通の市民が口にできるものではなくなってきた感がある。それらの価格上昇に引っぱられるように、尾の身以外の赤肉や、白手物も価格が上昇を続けている。しかしその一方で、食べる地域に偏在がある白手物は、価格の上昇により販売不振となり、逆に在庫が増えてしまう状況にもなる。

商業捕鯨全盛期であった一九六〇年代当時の価格を知っている世代からすると、尾の身のような高価な部位の事例は除いても、当時の安い鯨肉と比較した場合、冒頭に記載したように、「鯨肉は高くなった」と感じるのではないかと推察される。

4. 下関から見た今後の課題と展望

二〇一九年の商業捕鯨再開で母船式（沖合）捕鯨の基地となった下関は、江戸期の長州捕鯨における鯨肉、鯨油等の中継基地としての役割を担い、近代捕鯨以降も、国内有数の南氷洋捕鯨基地として、捕鯨は水産都市下関の発展に寄与してきた。しかし、商業捕鯨モラトリアム以降、徐々に活気が失われていった捕鯨産業再生と、くじらの街下関の発展のために新捕鯨母船の建造誘致を行い、捕鯨船団の基地化に向けた様々な事業を、下関で行ってきたが、二〇二四年三月の新捕鯨母船「関鯨丸」の下関での竣工により永年の悲願が実現した。新母船では、大型のナガスクジラの揚鯨が可能な設備等を備え、同年七月末からはナガスクジラの捕獲が始まり、同年一二月の下関漁港の競りでは、ナガスクジラの生鮮尾の身が一キロ二〇万円の高値で競り落とされた。これに併せて、市内ではナガス鯨フェアの開催も行われた。

下関でも商業捕鯨再開を機に、官民挙げての鯨食普及を推進するために、下関市鯨肉消費拡大推進協議会が立ち上げられ、飲食店を中心とした普及事業の開催により、市内では一〇〇店舗以上の飲食店で鯨料理が提供されている。その一方、二〇二四年七月には国内でも有数の規模を誇る老舗の市内鯨肉販売加工会社が破産し、こ

のニュースは、くじらの街下関にとっても大きな衝撃として受け止められた。戦後から現在に至るまで、市内量販店では鯨肉や加工品が継続的に販売されており、鯨がいつでも購入できることは日常風景でもあった。ところが商業捕鯨再開以降、生産される鯨肉の減少により、市内量販店で販売されている鯨肉や加工品の種類や量が、肌感覚でも明らかに減少している。そのことは、下関市民の鯨肉消費量の減少に直結する。特に、前述した市内の老舗鯨肉販売加工会社の破産の影響は大きく、当該会社は、国内で販売されていた多くの加工品の製造販売を行っていたことから、その影響は全国に広がっている。

それでは、今後も捕鯨を持続的に継続しながら鯨食文化を維持するためにはどのような取り組みが必要なのだろうか。そのポイントとなるのが、次の三点になるのではないかと考える。一点目は、二〇二二年から商業捕鯨が資源管理型漁業であるTACに移行しており^⑨、限られた捕獲頭数ではあるが、母船や基地式捕鯨での生産段階における最大限の歩留まり向上と、冷凍品の割合を引き上げること、年間を通じて生産量と供給量を可能な限り最大限増やすことである。一般家庭の食卓に、日常的に鯨が出され、食文化を定着させるためには、年間を通じて少しでも多くの鯨肉供給がなされていることが必要である。今後も捕獲頭数や鯨種が大幅に増えること

は現実的ではないため、制限された頭数の中で、捕鯨を事業として採算の取れるものにするためには、販売単価をある程度引き上げることは、やむを得ないことではある。しかし、商業捕鯨再開前、水産庁は「爆発的な世界人口増加を支える蛋白源として、畜肉生産量が限界にきていることから、天然の水産資源である増えすぎた鯨類を持続的に利用するため、商業捕鯨再開が必要だ」と訴えてきた。それは、日本の食料自給に關しての責任官庁でもある農水省としての将来ビジョンでもあったはずである。しかし商業捕鯨再開後は、「捕鯨は民業に移行したので、あとは業界で考えてくれ」では、捕鯨事業を行っている会社だけにその責を押し付けているように映ってしまう。水産庁では、二〇二三年に『鯨類の持続的利用の確保の在り方に関する検討会』が立ち上げられ様々な検討がされたものの¹⁰、今一度、将来の持続的な捕鯨を見据えて、捕鯨に關する将来ビジョンを農水省として示すべきではないだろうか。また水産庁は、「捕鯨は日本が誇る伝統文化で、次世代に引き継いでいかなければならない」と、商業捕鯨再開前から各地で実施されてきたイベントで訴え、各地の鯨食普及団体も積極的な活動を続けてきたことを考えると、今後も鯨肉を一部の富裕層のためだけの食材として良いのか、甚だ疑問に感じる。

二点目は、鯨肉の中でも尾の身等一部の高級品を除き、鯨肉単価の上昇を抑え、若い方や一般家庭でも購入しやすい販売単価を維持することである。海洋水産国家として過去から多くの魚介類を消費してきた日本において、現状では回転寿司等により魚食に対する需要はまだ続くと思われるが、一旦鯨肉が高級食材として、市民の手の届かないものとなってしまうえば、次世代を担う若い方の口には、二度と入らないものになる。食文化として一度途切れてしまえば、それを再び繋げることは難しい。くじらの街下関ですら同様のことが言え、飲食店を中心とした鯨食普及活動は進んでも、供給量の少なさから、市内量販店での鯨製品取扱数量や種類が激減している現状では、市民の食卓から鯨が益々遠ざかってしまう。しかも、現在市内の小中学校で、鯨給食が年間一〇万食提供されているとはいえ、高齢者を除くその後の現役世代に鯨食が続いていない。

三点目は、需要の高い赤肉の更なる加工品の開発研究に加え、地域的に消費の偏在性がある皮等の白手物を、より幅広く普及させるための新製品の研究開発が必要である。特に共働き世帯でも、手軽に調理し食べることができるファストフィッシュのような製品開発も急務である。また、可食部位以外の鯨未利用部位を最大限有効活用し、新たな製品化を行うことで更に鯨の付加価値を高

写真2 下関市立大学学祭で販売した鯨バーガー



出所：2023年11月2日筆者撮影

め、新たな捕鯨事業収入の確保に取り組むことも大切である。鯨未利用部位の有効活用やそれらを活用した新製品の開発等については、まだまだ十二分に研究開発の余地がある。鯨の付加価値を向上させるのはもちろん、日本が誇る伝統文化でもあった鯨体の完全利用は、商業捕鯨が真剣に取り組む必要があるSDGsの真の活動であり、それによる収益の向上は、捕鯨を持続的に行うために必要となることもある。これらの課題解決のため、本学では市内の高校や大学と連携し、若い方が手軽に気軽に鯨をたべていただくために、鯨バーガー（写真2）を開発し、二〇二三年度の本学大学祭から鯨バーガーの販売や鯨油キャンドルの試験販売、日本鯨類研究所と連携した展示等をゼミ活動の一環で実施しており、二〇二五年一月からは鯨油キャンドルの販売を、本学生協や市内の観光施設で開始した。鯨油キャンドルに使用した鯨油は、五年以上前から産学の実証試験成果として、鯨未利用部位である皮などから抽出した鯨油を使用しており、今後も鯨未利用部位活用の可能性は十分あると思慮される。

商業捕鯨が二〇一九年に再開され、ようやく六年が経過したところであるが、商業捕鯨を将来にわたって更に持続的なものとするために、できることはまだまだあるのではないかと考える。今後も引き続き、商業捕鯨の動

向を注視していきたい。

注

(1) 本稿は、地域漁業研究第六三巻第三号（二〇二三年九月）に掲載された拙著「鯨肉の流通・消費、価格の変遷から見る商業捕鯨の現状と課題」をベースに、大幅に加筆修正等を加えたものである。

(2) IWC（国際捕鯨委員会）の決定により一九六三年に南半球でのザトウクジラ捕獲禁止、一九六四年にはシロナガスクジラ捕獲禁止、一九七六年にはナガスクジラ、イワシクジラが捕獲禁止となる。

(3) 捕鯨六社統合の経緯等については、岸本充弘（二〇一一）「捕鯨六社統合資料に見る商業捕鯨の苦悩」北九州市立大学大学院社会システム研究科『社会システム研究』第九号、一七七―一八五頁。

(4) 農林水産省水産庁（二〇二五）「捕鯨の部屋：捕鯨をめぐる情勢（令和七年一月）」<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-1.pdf>（二〇二五年一月二二日参照）

(5) 共同船舶が実施した平成二〇年調査副産物都道府県別流通量（推定）。これには、沿岸小型捕鯨やイルカ漁等による鯨肉約一五〇〇～二〇〇〇トンが含まれていない。

(6) 日本と豪州の間の南極における捕鯨訴訟（ニュージーランド参加）の判決が二〇一四年三月に言い渡され、ICJが、第二

期南極海鯨類捕獲調査（JARPPII）は国際捕鯨取締条約（ICRW）第八条一項の規定の範囲内ではおさまらないと判示。

(7) 新南極海鯨類科学調査は二〇一八／一九年を持って終了。クロミンククジラ三三三頭捕獲。新北西太平洋鯨類科学調査は二〇一九年六月までの沿岸域調査をもって終了。ミンククジラ四七頭（網走沿岸域）、八〇頭（太平洋側沿岸域）、イワシクジラ一三四頭（沖合域）捕獲。

(8) 北九州市総務局統計課『生活用品小売価格（一九六三～一九七二）』

(9) TACについては、水産庁（二〇二五）「資源管理の部屋」、<https://www.jfa.maff.go.jp/j/susin/index.html>（二〇二五年一月一六日参照）

(10) 水産庁（二〇二五）「鯨類の持続的な利用の確保の在り方に関する検討会」<https://www.jfa.maff.go.jp/j/study/230228.html>（二〇二五年一月一六日参照）

捕鯨をめぐる国際交渉と持続可能な利用原則にかかるその象徴性

農林水産省顧問 森下丈二

捕鯨の国際交渉の目的とは何か？

捕鯨問題をめぐる国際的な対立や国際捕鯨委員会 (International Whaling Commission (IWC)) を舞台とした論争は、日本が二〇一九年にIWCから脱退した今も、下火になったとは言え、継続しており、国際法、国際関係論、生物多様性の保存、海洋環境の保全、食文化などの多様な分野で取り上げられて来ている。捕鯨という産業規模から鯨肉が食に占める量的規模も極めて限定的な活動について、なぜこのような多様な方面で関心と呼び、議論され続けるのか。なぜ捕鯨問題は国際的な場でこれほどの対立や議論を生んできたのか。本稿では、捕鯨をめぐる国際交渉の諸要素をみることで、これらの疑問を考えるための材料といくつかの視点を提供す

ることを試みたい。

捕鯨という瓊末な活動を守るために、日本はなぜ膨大な労力、資金、外交努力を費やし、果ては友好国である欧米諸国と対立するという外交コストまで払って来たのかという主張は国内外で常にあがってきた。反捕鯨団体や日本の捕鯨政策に批判的なむきは、捕鯨産業から得られる利益や、政府の補助金から甘い汁を吸っている関係者が日本政府を陰から動かしているという陰謀論を口にしてきた。水産庁の役人の天下り先の確保のために捕鯨を守っているという主張さえある。しかし、IWCからの脱退を含む捕鯨に関する政策決定が、水産庁の一部関係者によって行われるわけではなく、外務省や法務省を含む関係省庁や総理官邸も関与した上で政府全体の決定

として行われてきたという事実に鑑みれば、これらの主張は常識的には説得力に欠けると感じるはずである。

それでは、日本の国際捕鯨交渉の目的とは一体何であるのか。一般的には一九八二年に採択されたいわゆる商業捕鯨モラトリアムによって中止に追い込まれた日本の商業捕鯨の再開、継続という理解であろう。そのために、ごく限られた関係者による捕鯨の再開のために、なぜここまでその労力をかけるのかという疑問が呈され、それに対する答えとしての上記のような様々な陰謀論が生まれるわけであろう。

捕鯨問題が国際法や文化論などの広い分野での関心を呼ぶという事実からも推測できるように、捕鯨問題には極めて多様な重要な課題が内包されている。捕鯨問題が象徴し、代表し、その帰趨が影響する課題は広大な裾野を有するのである。

ただ、下記に述べるように、適切に管理されたかたちで捕鯨を行うことは国際法の上で合法で、科学的にもクジラ資源に悪影響を与えるものではない。したがって、国際的に批判を受けるという状況であっても、捕鯨問題の象徴性という視点を別にしても、日本政府としては捕

鯨の正当性を訴えて国際交渉を行う必然性がある。それに加えて、捕鯨問題にはその熱度を高めている多くの要素があり、それらが捕鯨をめぐる国際交渉の重要性と必要性をさらに高めているのである。

持続的利用原則と捕鯨問題のつながり、捕鯨問題が象徴するもの

筆者は、捕鯨に関する国際交渉には二本の政策目標があると論じてきた。すなわち、商業捕鯨の再開と、SDGsなどでも掲げられている持続可能な利用や開発の原則の堅持、促進である。商業捕鯨再開は具体的な活動の達成という政策目標であるのに対し、持続可能な利用の原則の堅持はより概念的、原理原則の政策目標である。二本目の政策目標の中に一本目の政策目標が含まれ、両者は排他的ではないが、具体的な事項と原則という対比を示すために、(あるいは商業捕鯨再開という具体的な目標が達成されればそれで終わりではないことを示すために)二本の政策目標を区別している。このうち後者の持続可能な利用の原則という政策目標のもとに、捕鯨問題に包含され、捕鯨問題が象徴する多様な要素が含まれている。この二本目の政策目標があるからこそ、商業捕鯨が再開された今も国際的に捕鯨問題を論じ、交渉していく必要性和価値がある。捕鯨問題の扱いを誤れば、

あるいは捕鯨問題において国際的に安易な妥協を受け入れれば、捕鯨を超えたより広範な分野で悪影響が出るという警句は、今まで捕鯨をめぐる国際交渉にかかわってきた関係者が共有し、強調する認識である。「捕鯨防波堤論」という言葉もある。

それでは、持続的利用の原則という二本目の政策目標の具体的な内容を見ていく。

(1) 国際法と捕鯨問題

まずは国際法との関係である。IWCの設立根拠であり、一九四八年に発効した（日本は一九五一年に加入）国際捕鯨取締条約（International Convention for the Regulation of Whaling（ICRW））は、その前文において条約の目的を「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする」と規定する。さらに前文は下記のような認識を明記する^①。

「鯨族が捕獲を適当に取り縮まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源をそこなわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、」

「広範囲の経済上及び栄養上の困窮を起さずにでき

るだけすみやかに鯨族の最適の水準を実現すること
が共通の利益であることを認め、」

すなわち、ICRWはクジラを資源として位置づけ、その最適な利用、言い換えれば持続可能な利用を図るための国際約束である。

他方、IWCといえば捕鯨を禁止する国際機関であるというのが一般的な印象と理解であろう。その根拠となっているのは、一九八二年に採択されたいわゆる「商業捕鯨モラトリウム」規定の存在である。反捕鯨国や反捕鯨団体は、この規定を商業捕鯨の禁止と位置付け、その永続的な維持を支持している。また、同規定に基づく商業捕鯨の禁止をあたかも確立された国際法として扱い、日本などが商業捕鯨の再開をIWCで求めていることや、現在のノルウェー、アイスランド、そして日本の商業捕鯨を国際法違反であるがごとく主張する際も、この「商業捕鯨モラトリウム」規定が引き合いに出される。

「商業捕鯨モラトリウム」規定とは、ICRWに基づく鯨類資源の保存管理に関する規則を具体的に定めた条約附表の第一〇項(e)を指す。附表の追加や修正はIWCにおける四分の三の投票で採択され、法的に拘束力を持

つ。条約附表の第一〇項(e)の全文を下記に示す。

「(e)この一〇の規定にかかわらず、あらゆる資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、一九八六年の鯨体処理場による捕鯨の解禁期及び一九八五年から一九八六年までの母船による捕鯨の解禁期において並びにそれ以降の解禁期において零とする。

この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも一九九〇年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する。」

「商業捕鯨モラトリウム」規定は二文からなり、第一文は、商業目的による捕鯨の捕獲頭数をゼロとする規定する。確かにこの第一文だけを見れば、「商業捕鯨モラトリウム」規定とは捕鯨禁止規定であると解釈されよう。しかし、第二文では、「遅くとも一九九〇年まで」という期限を設定したうえで、この規定を「最良の科学的助言に基づいて検討」し、「同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」としている。「他の捕獲頭数」とはゼロ以外の捕獲頭数である。言い換え

れば、第二文は商業捕鯨再開のための手続きを規定している。「モラトリウム」の英語上の意味も「一時停止」であって永続的な禁止ではない。

「商業捕鯨モラトリウム」規定の採択に至る議論を見ると、同規定の採択を支持した国々も、少なくとも表面上では一時停止を意図した提案であることを主張していた。採択当時の鯨類資源に関する科学的知見の不確実性にかんがみて、一時的に商業捕鯨を停止し、その間に科学的知見を蓄積し、分析し、包括的評価を行ってゼロ以外の捕獲頭数を設定することで、鯨類資源の適切な保存と利用を目指すという理屈である。

当時のIWC総会の逐語記録²⁾から引用する。

一九七九年IWC年次会議 スウェーデン発言

「科学的な知見に多くのギャップがあることからモラトリウムを強く支持する。しかしモラトリウムの期間後に、科学的成果に基づいて捕鯨の再開について議論する用意がある。」

一九八一年IWC年次会合 英国発言

「他の国に捕鯨に対する正当な商業的関心があること

は理解する。もし、将来、鯨類資源の利用が安全に再開されることが明確に示され、満足できる捕殺方法が可能となれば、禁止の撤廃を検討できるかもしれない。」「我々が考えているのは一時停止であって、永久禁止ではない。」

一九八二年IWC年次会合 ス페인発言

「まず、自分はこれを全面禁止とはみなさないことを強調したい。これは単に捕鯨の暫定的な中断である。」

他方、反捕鯨国や反捕鯨団体は、ICRWが発効した一九四〇年代から時代は変わり、クジラはもはや資源として扱うべきではなく、野生動物として絶対的な保護を図る対象となったと考え、主張する。一九八二年の「商業捕鯨モラトリウム」規定の採択や、一連のクジラ保護をうたう決議の採択（決議は単純過半数で採択され、法的拘束力はない）によって、ICRWの規定の前文にうたわれた、資源としてのクジラの持続可能な利用という考え方はもはや時代遅れとなったという議論である。ICRWは国家間の約束であり、その加盟には各国で議会の承認などの厳正な手続きを経る必要がある。「商業捕鯨モラトリウム」規定は、国際捕鯨委員会により随時修正可能な文書である条約附表の規定である。決議に至っ

ては法的拘束力さえない。附表の規定や決議の採択がICRWの解釈を変えるという主張は、政府省庁機関の省令や地方自治体の条例が日本国憲法の意味を変えると主張するに等しい。

二〇一〇年に、豪州が日本の南極海鯨類捕獲調査を違法であるとして国際司法裁判所（ICJ）に提訴した南極海捕鯨訴訟（Whaling in the Antarctic, Australia v. Japan: New Zealand intervening）においても、争点の一つは「商業捕鯨モラトリウム」規定の採択や鯨類捕獲調査に反対する決議の採択がICRWの目的の解釈を変化させて鯨類の保護としたか否かであった。二〇一四年に出されたICJ判決は、第二期南極海鯨類捕獲調査を商業捕鯨モラトリウムなどに違反しているとしてその中止を求める内容であったことから、訴訟は日本の完全敗訴と報じられたが、このICRWの解釈に関する争点については、日本の主張が認められている。判決文パラグラフ五六の結論部分を以下に引用する。

「五六（抜粋）：さらに、ICRWの目的は前文の最終段落でも示されており、締約国が「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定した」と規定す

る。附表の修正及びIWCの勧告が条約により追求される目的のいずれか一方を強調することはあっても、条約の趣旨及び目的を変更することはできない。」

以上のように、国際法の観点からすれば、持続可能な捕獲枠の下で捕鯨を行うことは合法である。その合法的な捕鯨活動を、反捕鯨団体による働きかけなどを背景とした反捕鯨国からの要請や圧力があるからといって、日本を含む捕鯨国は諦めなければならないのだろうか。反捕鯨国内における世論や（捕鯨は環境破壊であるという）パーセプションによって、国際捕鯨取締条約という国際法の効力や有効性を減じられることがあってはならないはずである。

捕鯨問題以外の分野でも、確立された国際法上のルールが損なわれたり、ないがしろにされたりする例は枚挙にいとまがない。漁業を含む海洋生物資源の持続可能な利用の分野に限っても、例えばワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））では、本来は、絶滅のおそれのある種であって国際貿易による影響を受けているものや、国際貿易を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種とな

るおそれのある種を条約附属書に掲載してそれらの国際貿易を禁止もしくは制限することが規定されているが、絶滅のおそれの無い種や、国際貿易の制限が種の保存に資することがない種なども附属書に掲載されている。CITES附属書への新たな種の掲載を提案することが環境保護への貢献とみなされ、附属書掲載自体が目的化していることなどが背景にあると思われるが、それが海洋生物資源の、国際法上正当で持続可能な利用を阻害している事例を生み、漁業関係者、環境保護団体、科学者、政治家など広範なステークホルダーを巻き込んだ対立や紛争につながっている。

捕鯨問題は、この様な事例が早くから顕在化している分野であり、そのため、捕鯨問題の帰趨はより広範な持続的利用の原則に関連する国際法の問題に直結するととらえられている。多数の国際法研究者が捕鯨問題をフォローしている事実も頷けよう。

(2) 文化論と捕鯨問題

日本国内で捕鯨問題が語られる際には、日本の捕鯨文化と鯨食文化を守ることが重要な話題となる。また、日本の捕鯨政策の基本方針は、日本のIWCからの脱退を宣言した二〇一八年一二月の官房長官談話を含む

多くの政府文書に下記のように記されている。

・ 鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様、科学的根拠に基づき持続的に利用すべき

・ 食習慣・食文化・鯨類の利用の多様性は尊重されるべき

他方、捕鯨と鯨食が日本の文化であると認められれば、反捕鯨国や反捕鯨団体が捕鯨を受け入れるかと言えさうではない。彼らは、仮に捕鯨と鯨食が日本の文化であったとしても、それは奴隷文化や食人文化と同様に滅びるべき文化であると公言しているからである。

日本の捕鯨と鯨食文化については、国際的捕鯨交渉のコンテキストでは、それらが本当に日本の文化であるのかという議論と、文化であると認められても、それは存続すべき文化であるのかという、少なくとも二つの論点が存在する。前者については多くの論考や資料が存在するし、誌面の都合もあることから本稿では取り上げない。

捕鯨政策目標の二本目の柱である持続可能な利用原則

と、捕鯨問題の裾野の広範さとその多方面への影響を考える時には、二つ目の論点、すなわち捕鯨と鯨食の文化は存続すべき文化であるのか否かという論点が重要となる。換言すれば、文化の多様性が尊重されるべきという広く受け入れられているはずのパラダイムのもとで、存続すべき文化と消え去るべき文化が語られるとはどういう意味なのか、そこに選択が行われるとするならば、誰が選択の決定を行うのか、どのような、誰による基準で文化の優劣の判断や選択が行なわれるのか。そもそもその様な判断や選択が行なわれることが許されるのか。

上記の様な問いかけを、捕鯨問題に照らして考えてみる。最も強硬に捕鯨に反対する立場からすれば、クジラは保護すべき野生動物であって、いかなる場合であっても守られるべきと考える。捕鯨がクジラ資源に悪影響を与えるか否か、鯨資源の持続可能な利用が可能か否かは、この立場をとるものにとっては関係のない観点である。クジラは一頭たりとも捕獲されるべきではないのである。他方、捕鯨を支持する立場からすれば、鯨資源は枯渇させてはならないし、絶滅危機のある鯨種は保護すべきであるが、南半球ミンククジラや北西太平洋ミンククジラの様に資源が豊富な鯨種については、その再生産率の範囲内で利用しても良い資源である。この立場は野

生動物としてのクジラを素晴らしいと思うことは矛盾しない。したがって、ここにはクジラという動物をどう位置付けるかについての考え方に大きな違いがあるということになる、そこにはほとんど共通点や妥協の余地がない様に思われる。クジラという動物の捉え方に関する動物観、あるいは文化が相容れないのである。

これはクジラに限定される問題ではない。ゾウやライオンといった動物についての捉え方についても、実は国や生活環境、それらを含む文化的背景によって大きな違いが存在する。例えば、Bowen-Jones & Entwistleによれば^③、英国の学童は大型ネコ類、霊長類、そしてゾウが大好きであるが、タンザニアの子供たちは危険なゾウと人や家畜を襲うライオンなどの大型ネコ類を恐れ、忌み嫌い、むしろシマウマ、キリン、そしてバッファローの方が魅力的で、金銭的利益につながり、肉質がいいということで好まれる。ライオンやゾウをテレビの画面や、動物園の囲いの中、ディズニー映画を通じて知る子供たちと、自分の生活域の中で時には人間をも襲う猛獣として知る子供たちでは、当然このような動物観の違いが生まれる。日本を含む先進国に住んでいればこの様な違いを実感することは少ないし、多少の犠牲を払っても野生動物は保護すべきという考え方の方にシンパシーを

感じるのもおかしくはない。その時に、先進諸国から発展途上国に対して、その絶対的保護を求める要求は、価値観の押し付け、大国の横暴ということになりうる。クジラという動物に関する価値観の大きな違いが根底にある捕鯨問題もこの構図に当てはまる。

しかし、どちらの観点が正しい、どちらが優先されるべきかといった議論は危険である。この議論には、どちらかの、自分の観点は正当で、グローバルスタンダードで、相手の観点は時代遅れで消滅すべきものであるという態度につながりやすい。

カリスマ動物というコンセプトがある^④。一般的にはゾウ、ライオン、オオカミなどの大型の哺乳動物であるが、海洋生物の関連ではサメやウミガメもこのカテゴリーに入るとみなされている。クジラは代表的なカリスマ動物である。カリスマ動物とは、子供も含めて誰でも知っている動物で、美しい、強い、可愛い、賢いなどといったポジティブなイメージを伴い、また、実際にはそうでなくとも絶滅の危惧があるというイメージも強い。この様なカリスマ動物は万難を排して保護するべきという主張や意識につながる。そのこと自体には何ら問題がない様に思われるかもしれないが、実際は数々の問題が認

識されている。例えば上記の英国とタンザニアの子供達の間での動物観の違いは、子供に限られたことではなく民族、国、宗教といったより広範なグループや文化単位の間での違いにつながる。ここに、カリスマ動物とは誰にとつてのカリスマ動物であるのか、そこに違いが存在する時、何が起こるのか、多様な異なる動物観の間に優劣は存在するのか、などといった疑問が湧き起こる。そしてこの疑問は決して概念上だけの問題ではなく、環境保全、経済活動、ひいては国際関係にまで及ぶ実態上の問題や紛争につながっている。

例えば、米国は自国の海産哺乳動物保護法に基づき、米国に水産物を輸出する国に対して、その国の漁業において米国と同等の海産哺乳動物保護措置をとることを求めている。それに従わなければ、その国は米国への水産物輸出の機会を失うことになる。そして米国海産哺乳動物保護法は、生息数が豊富で絶滅の危惧がない種も含めて全ての海産哺乳動物（クジラ、イルカ、オットセイ、アザラシなど）を保護する法律であり、捕獲の禁止だけにとどまらず、海産哺乳動物へのハラスメントをも禁じた法律である。米国では海産哺乳動物が代表的なカリスマ動物であることなどを背景とした規定である。しかし、もし水産物輸出国側が米国と同等の価値観を海産哺乳

動物に対して持っていない場合、この規定は、その国の水産業を損なう、米国による価値観の押し付けとなる。海産哺乳動物に関する価値観の違いが経済問題につながるわけである。他方、米国の漁業者からすれば、自分たちに課されているのは海産哺乳動物保護の規制とそれに伴うコストを負担していない国からの水産物輸入は、水産物市場における不公正な競争を意味するという経済問題である。動物観の違いが、直接に経済紛争につながる一例である。

人間と環境に関する考え方、環境保護の概念も、民族や国、歴史的背景、居住地の自然環境などによって異なる。日本には、自然に人間が手を入れることで生物多様性が保たれ、農業などの人間の活動と自然が共存する里山の思想があり、広く受け入れられている。他方、歴史的には自然環境を征服することで経済発展を遂げてきた欧米先進諸国は、その環境破壊への反動として、手つかずの自然を守る、あるいはダムなどの人口構造物を取り去って元の自然に戻すといったことが支持される。後者は自然環境を守るのか、破壊するののかという二者択一的な概念であり、捕鯨論争に通じるものである。そのほかにも多様な自然観、環境観が世界には存在するし、その間の緊張感や対立が数々の国際問題の背景にある。気候

変動枠組条約（UNFCCC）や生物多様性条約（CBD）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）などの締約国会議における欧米先進諸国と開発途上国間の対立、近年はさらに多様なグループ間の意見の違いにも、その根底には自然観、環境観の違いを見て取ることができる。

捕鯨問題は上記のような背景と対立構造が凝縮された分野であり、そうであるからこそ、その帰趨は環境問題に携わる各国の政府関係者のみならず、国際法、国際関係、外交、文化人類学、民俗学など多方面の専門家の関心を引き付ける。捕鯨問題の、象徴としての広範さ、裾野の広さがそこにある。

(3) 環境保護と捕鯨問題

捕鯨問題は環境問題として理解されることが多く、クジラの保護は環境保護のシンボルとして扱われる。言い換えれば捕鯨は代表的な環境破壊、したがって阻止しなければならぬというイメージや主張である。IWCでの各国の総会出席者を見ても、日本やノルウェーなどは水産庁や漁業管理当局からの参加が中心であるが、反捕鯨国側は圧倒的に環境省やそれに相当する機関からの参加者である。

クジラは海洋生態系の頂点に位置する生物であり海洋の生物多様性の中で重要な位置を占めていることは疑うべくもない。その意味でクジラに関する議論が環境問題と認識されることも不思議ではない。しかし、鯨類資源を損なわずに持続可能な形で利用していくことは環境破壊であるのだろうか。すべての鯨種が絶滅の危機に瀕しているという誤解が存在することは事実であり、それが捕鯨イコール環境破壊であるという誤ったイメージを生み、捕鯨問題を難しくしている。

鯨類資源の状態に関する科学的情報が正確に理解され、商業捕鯨モラトリアム規定に関する解釈が客観的に理解されれば、ミンククジラなどの資源が豊富な鯨種を、科学的かつ保守的に設定された捕獲枠の下で、厳格な監視取締措置の下で実施すること（日本やノルウェーなどが行っている商業捕鯨はまさにそのような捕鯨である）に反対する理由は、クジラという動物を特別な、カリスマ性のある動物とみなして、その絶対的な保護（一頭たりとも捕獲は許さない）を求めるという考え方である。これは環境保護の問題ではない。クジラという動物に対する価値観の違いが存在する中で、反捕鯨側の価値観を鯨類の持続可能な利用を支持する側に強要している

という、価値観のぶつかり合いの問題である。

日本の国際捕鯨交渉の意義

本稿の冒頭で、「捕鯨という瑣末な活動を守るために、日本はなぜ膨大な労力、資金、外交努力を費やし、果ては友好国である欧米諸国と対立するという外交コストまで払って来たのか」という主張を提示した。その主張に對する答えにかかわるすべての論点を提示することは、紙面の制限のためかなわないが、捕鯨に関する国際交渉には、日本の商業捕鯨の再開と海洋生物資源の持続可能な利用の原則の堅持という二本の政策目標が存在し、前者が日本のIWCからの脱退というかたちで実現した今も、後者の政策目標の追及が重要であることを、捕鯨問題の象徴性、普遍性を国際法、文化論、環境保護論の視点から論じた。捕鯨をめぐる国際交渉は日本の商業捕鯨再開で役目を終えたわけではないのである。

そして二番目の政策目標である海洋生物資源の持続可能な利用の原則の堅持は、日本だけの問題ではない。捕鯨問題については欧米諸国を中心とする反捕鯨国の反対や、その日本の外交への影響のみが報道され、論じられる傾向がある。しかし、IWCには、ノルウェーやアイスランドといった捕鯨に従事している国々だけではな

く、持続可能な利用の原則を支持し、捕鯨問題の帰趨がほかの生物資源の利用や環境問題全般に影響を与えうる普遍性の高い問題であることを理解している国々が存在する。IWCのメンバーは現在八八カ国であるが、そのうち三八カ国（水産庁によるカウント）^⑤が持続可能な利用原則の支持国であり、管理された捕鯨を支持する立場である。その多くは西アフリカ、カリブ海、南太平洋、アジアなどの開発途上国であり、生物資源の利用に関して欧米先進諸国とは一線を画した考え方を持っているともいえる。

IWCに参加する中で、身をもって感じるのはこれらの持続可能な利用支持国からの協力と日本外交への期待である。IWCに限らず、国際交渉の場では欧米先進諸国が基準を設定し、それがグローバルスタンダードであるとして議論が進む場合が多い。その中でG7の一員であり、原則的には欧米先進諸国と価値観を共有していると考えられる日本が、捕鯨問題については独自の立場を貫き、捕鯨問題が持つ普遍性を認識した外交を展開していることを、持続可能利用支持国の代表は高く評価し、期待もしている。

環境問題や資源の利用に関する問題において、開発途

する協定）交渉での利益配分や特別基金設立をめぐる議論（例えば二酸化炭素の排出規制、経済発展より環境にやさしいグリーン・エコノミーの推進、漁業の世界では混獲削減や海洋保護区、監視取締の強化など）に従うことが当然との前提で議論が進み、条約や国際機関の仕組み（ガバナンス）もそれが前提で構築されている。しかし、実態は、多くの開発途上国はそのグローバルスタンダードを達成するためのリソース（人、技術、資金、組織など）が不十分であり、そのためほとんどの条約や国際文書には「能力開発」や「技術移転」の項が含まれ、それらの項目がなければ条約交渉などで開発途上国の支持を得ることは実質上不可能である。ところがこの「能力開発」や「技術移転」が期待されたように順調に進んで開発途上国がグローバルスタンダードを達成するケースはむしろまれである。むしろ各方面で開発途上国と欧米先進国の格差は拡大化し、固定化している。開発途上国にもこの認識と不満が強く、近年の環境問題をめぐる国際交渉の場合（例えば生物多様性条約（CBD）第一五回締約国会議での「生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund（GBF Fund）」を二〇二二年に設置するよう、地球環境ファシリティ（GEF）を求める決定の採択や、BBNJ協定（国家管轄外の区域における海洋生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関

する協定）交渉での利益配分や特別基金設立をめぐる議論）では、開発途上国支援の義務化を求める声が強くなり、それが受け入れられなければ交渉の合意が望めないという状況も生まれている。

環境問題に限らず、多くの国際問題において、欧米先進諸国中心の構図が崩壊してきていることは改めて指摘するまでもない。欧米諸国が作り上げてきたいわゆるグローバルスタンダードには様々な限界が見えてきているという面も大きい。しかし、往々にしてその状況は、欧米先進諸国対中国・ロシアといった単純で二者択一的な問題構造として分析され、把握されがちである。それは、欧米諸国の相対的衰退を背景に顕著となっている、異なる、そして多様な価値観の顕在化を背景とした国際関係の多極化を直視していない。さらに、その多極性と形成されるアライアンス（協力関係）の構成国は、扱われる問題（安全保障、経済連携、環境保護、人権問題など）によって変化しうる。筆者が関与してきた海洋生物資源の利用や海洋環境といった限定された分野の中でさえ、ある会議では立場を同じくして共闘した国が、ほかの会議では意見を異にして対立する相手となるといったことがしばしばある。

そのような世界情勢の下では開発途上国への支援の強化や、二極化・二者択一的世界観に基づく従来の国際交渉は限界を迎えているといえる。それでは、従来のアプローチに代わるアプローチはどのようなものであるのか。様々な研究や提言が既に行われてきており、それらを網羅することは本稿の目的ではない。指摘できることは、上記で述べたように、捕鯨問題の紛争の構造やその背景にある要素は、この、従来の国際交渉の限界と共通し、先取りする部分が多々あるということである。そのような認識から捕鯨問題をとらえ、捕鯨問題への対応を通じて得られた経験、視点などを分析することは、国際社会における日本の立ち位置を見定め、それに見合った適切な政策目標の模索と達成を図り、適切な国際的アライアンスを形成していくうえで有益ではないだろうか。

商業捕鯨再開という一つの政策目標が達成された今、国際的な場での持続可能な資源の利用原則の維持と促進という、もう一つの政策目標が重要であり続ける理由がここにある。

(参考文献)

森下丈二、二〇一九、IWC脱退と国際交渉、成山堂書店、二四五pp、ISBN978-4-425-98501-2

注

- (1) 国際捕鯨取締条約、外務省サイト [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S39\(D\)-0001_1.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S39(D)-0001_1.pdf)
- (2) https://archive.iwc.int/pages/collections_featured.php?parent=30144
- (3) Evan Bowen-Jones and Abigail Entwistle, Identifying appropriate flagship species: the importance of culture and local contexts, Published online by Cambridge University Press, 07 May 2002
- (4) Frederic Ducarme, Gloria M. Luque, Franck Courchamp, What are “charismatic species” for conservation biologists? BioSciences Master Reviews, July 2013
- (5) 水産庁、捕鯨をめぐる情勢（令和七年一月） <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-89.pdf>

捕鯨論争と生物多様性

東京都立大学大学院客員研究員 高橋 進

はじめに

捕鯨は、国連人間環境会議（ストックホルム、一九七二年）で一〇年間の捕鯨禁止決議が採択され、一九八二年には国際捕鯨委員会（IWC）において商業捕鯨のモラトリアムが決議された。こうして世界の潮流は反捕鯨へと傾いていくとともに、日本、ノルウェーなどの捕鯨国との対立が深刻化した。

日本は、南極海での商業捕鯨から撤退して一九八七年から調査捕鯨を開始するとともに、長年にわたって商業捕鯨再開を提案し続けた。しかし、二〇一八年九月のIWC総会で商業捕鯨再開提案が否決された日本は、二〇一九年六月三〇日にIWCを脱退し、伝統ある捕鯨文化とクジラ産業を保護するためとして、翌七月一日から日

本の排他的経済水域（EEZ）内での商業捕鯨を三一年ぶりに再開した。

この間の捕鯨支持派と反捕鯨派とのいわゆる「捕鯨論争」では、反捕鯨派は、①クジラは絶滅の危機、②捕鯨の方法が残酷、③クジラは高等な生きもの、などを理由として捕鯨に反対し、捕鯨支持国である日本は、これらの反対理由に反論するとともに、④捕鯨伝統様式、捕鯨技術や鯨肉食の継承などの産業・文化論、などにより、前述のとおり商業捕鯨再開を主張してきた。これら捕鯨論争には、対立とすれ違い、時には論点のすり替えも認められる。この捕鯨論争の経緯や個別論拠の詳細については専門家の論評、考察に委ねることとし、本稿では、生物多様性においても生じた（現在でも存続している）保全政策や産業経済あるいは倫理などにかかわる論争を

紹介しつつ、捕鯨と生物多様性との関連および動向（トレンド）を示すこととする。

1. 絶滅危惧種と生物多様性

(1) 地球環境保全への潮流と捕鯨

捕鯨論争において欧米の反捕鯨国・団体などが主張するのは、クジラ個体数の減少による絶滅の危機だ。クジラ捕獲数管理の動きは、一九三〇年代からあった。しかし当時の規制は、捕獲数の増大による鯨油価格下落防止への対応のためだった。その後も、オリンピック方式と呼ばれるシロナガスクジラを基準とする総量規制管理（BWU方式）が実施されたが、むしろシロナガスクジラ以外の乱獲が促進されるという皮肉な結果となった。

一九六〇年代後半から七〇年代前半にかけては、国際的に野生生物種の保護がクローズアップされて政策にも取り上げられた時期であり、クジラもそこに組み込まれることとなった。これには、日本政府も会員になっている世界最大の自然保護団体、国際自然保護連合（IUCN）の総会決議が引鉄にもなっている。すなわち、六〇年総会では希少野生動物輸出入規制の法整備の決議（決議一四）が、六三年総会では希少野生動植物の国際取引規制国際条約を要求する決議（決議五）が採択された。これにより、六四年には「絶滅のおそれのある野生動植物

物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約、CITES）（一九七三年成立）のIUCN草案が作成された。同じく六三年総会では、IWCに対して少なくとも一〇年間のシロナガスクジラ捕鯨禁止を勧告する決議（決議三二）も採択されている。

国際的な自然保護政策に影響力のある米国においては、六六年に制定された「絶滅危惧種保護法（ESPA）」が、六九年には国際的な絶滅危惧種の輸出入規制を含んだ「絶滅危惧種保全法（ESCA）」に改正されるなど、米国は野生生物保護政策の最先端だった。一方米国では、独立以来、鯨油獲得のための捕鯨が主要な産業のひとつでもあった。幕末の日本に開国を要求したのは、単に製品の通商（貿易）のためではなく、捕鯨船のための補給基地確保の意味合いが大きかったことはよく知られている。また、ペリー提督率いる黒船の別の来航目的には日本での植物採集もあり、プラントハンターも乗り込んでいた。この黒船が持ち帰った大量の植物標本は、現在でもハーバード大学植物資料館、ニューヨーク植物園標本館などに保存されている。

世界最大の捕鯨国だった米国は、環境保護NGOの影響もあり、一九七二年以降はクジラの商業利用を禁止して世界で最も急進的な反捕鯨国へと転換した。「国連人間環境会議」（一九七二年）では、一〇年間の捕鯨禁止

を求めた米国の提案が圧倒的多数で採択された。この捕鯨禁止決議は強制力を持たなかったが、米国はIWCにおいて商業捕鯨停止を提案し続けた。その後、多数の反捕鯨国の加盟などもあり、一九八二年には商業捕鯨のモラトリウム（一時停止）が決議され、世界の潮流は反捕鯨へと傾いていくとともに、捕鯨支持国と反捕鯨国との対立が深刻化したのは前述のとおりである。

クジラを含む野生生物保護にかかわる国際的なキーワードの変遷は、一九六〇年代初頭の「生物資源」保全から、六〇年代末〜七〇年代の「絶滅危惧種」保全へ、さらに「持続可能な開発」を提唱した「世界保全戦略」（UNEP、IUCN、WWF、一九八二年）などを経て、八〇年代以降は「生物多様性」へと遷移してきた。すなわち捕鯨に関しても、IUCNによる一〇年間のシロナガスクジラ捕鯨禁止勧告決議の時点（一九六三年）では、シロナガスクジラの絶滅回避と資源回復が主目的であったが、後のIWCでの商業捕鯨モラトリウム決議の時点（一九八二年）には、世界の潮流は生物多様性保全の観点へと変遷していたといえよう。

(2) 絶滅危惧種から生物多様性へ

自然界では、これまで恐竜をはじめ多くの生物種が絶滅し、地球誕生から現在まで五回的大量絶滅があったこ

とが知られている。現代では、人間活動が原因の第六の大量絶滅が懸念されている。この生物種の絶滅回避への対策のひとつとして、絶滅危惧種をリストアップしたいわゆる「レッドリスト」や前述のCITESがある。

IUCNレッドリストでは、クジラ目九八種が掲載され、このうち絶滅寸前（EN）のイワシクジラとシロナガスクジラを含む二〇種がいわゆる絶滅危惧種として掲載されているが、日本で海棲生物を所管する水産庁レッドリストとのギャップも指摘されている。またCITESにおいても、日本は規制対象となる種を掲げる附属書へのクジラ類掲載を留保している。

そもそも何故野生生物の絶滅を避けなければならないのか、の詳細な解説は紙幅の都合上割愛せざるを得ないが、近年では自然保護のキーワードが前述のとおり「絶滅危惧種」から「生物多様性」へと変遷してきていることを指摘しておきたい。すなわち、「食物連鎖」や「リベット抜きのアナロジー」（最近では、ジェンガというブロック抜き取りゲームの例のほうがわかりやすいかもしれない）などで説明されるように、一種類の生物の絶滅は自然界（少なくとも人間社会）への影響は軽微かもしれないが、生態系を維持するうえで大きな役割を果たしている種（キーストーン種）はもとより、現在は無数存在するありふれた種であっても、飛行機のリベット（ジ

エンガの要のブロック」が抜けるがごとく絶滅が進行すると自然界そのものの存続にも影響が生じることから、生物全体の保全が重要だということだ。この意味でも、海洋生態系の頂点捕食者としてのクジラの絶滅は、食物連鎖や海洋栄養循環にも影響を与えると考えられる。

この生物界全体の保全などのために一九九二年に成立したのが「生物多様性条約」である。その目的として、①生物多様性(遺伝子レベル、種レベル、生態系レベル)の保全、②構成要素(生物)の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じた利益の衡平な配分、を掲げている。この条約の制定過程においても、先進国と発展途上国との間で深刻な対立(いわゆる南北対立)があり、条約成立後の締約国会議(COP)の場でも多くの課題で論争が続いている。

(3) 保護地域の設定

生物多様性条約では、生物多様性保全のための手段として、自然状態での保全(生息域内保全)と動植物園・水族館やシードバンクなど人間の管理下での保全(生息域外保全)を提示している。この生息域内保全のための代表的なものが保護地域の設定管理であり、COPで採択された保全目標にも盛り込まれている。たとえば、二〇一〇年に名古屋で開催されたCOP10で採択された

「愛知目標」には地球上の陸域の一七%、海域の一〇%の保護地域目標が、COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(二〇二二年)では二〇三〇年までに陸域、海域の各三〇%を保護地域などとして保全する「30by30」が盛り込まれた。

保護地域は、基本的には主権が及ぶ領地内に設定されるが、国境を接している国々が協定を結んだ「国境を越えた保護地域」、いわゆる「国際平和公園」も設定されている。海域においても保護地域の設定は領海内に限られていたが、30by30推進のための公海での保護地域(海洋保護区)設定も含む「国家管轄権外区域海洋生物多様性協定(BBNJ協定)」「公海条約」と称されることもある)が国連で採択された(二〇二三年)。

一方、未開拓地で国境もない南極大陸では、人類共通の財産として「南極条約」(一九五九年)により領土権や採掘権が凍結されている。この南極については、第二回世界国立公園会議(一九七二年)で「世界公園」化の勧告が採択され、一九八九年の第四回国連総会でも「南極世界公園」構想が支持された。現在までのところ世界公園自体は設定されていないが、資源利用や観光客の増加による環境汚染などの懸念から「環境保護に関する南極条約議定書」(一九九一年)が合意されている。これを批准した日本は、国内法として「南極地域の環境の保

護に関する法律」(一九九七年)を制定し、設定された南極特別保護地区への立ち入り制限などを規定している。しかし南極は、決して紛争のない平和の大陸として保証されているわけではない。単に「領土請求権が凍結」されているだけなのだ。

南極海域においても、前述の公海条約による海洋保護区に先駆けて、IWC捕鯨論争の中でフランスの提案により一九九四年に採択された南極海サンクチュアリ(鯨類保護区)がある。このサンクチュアリ設定については、商業捕鯨モラトリアム解除後も捕鯨禁止を継続させるためのきわめて政治的な決定である、との主張が日本などでは根強い。こうした保護地域では、通常は保護対象の生物の捕獲などは禁止され、厳格な保護を求める場合には立ち入りさえも認められていない。しかし、生態系管理や学術研究などのための軽微な行為は例外とされることも多い。クジラが絶滅危惧種なのか、生態系で極めて重要な位置(キーストーン種)を占めているのか、などの科学的根拠が必要な場合には、調査捕鯨の必要性も排除できない。

一方で反捕鯨派には、調査内容は既知のものであり、調査捕鯨は商業捕鯨の隠れ蓑、との主張も根強い。調査捕鯨の必要性にはコンセンサスが得られても、結局は調査捕鯨と商業捕鯨との区別の議論に立ち返ることにな

る。調査目的のためにやむを得ない捕殺クジラの処理・利用が国際捕鯨取締条約(ICRW)により認められているとしても、調査捕鯨が捕鯨技術の継承や鯨肉食文化の継承に貢献する、との主張を持ち出した途端に調査捕鯨と商業捕鯨の境界はいまいになってしまふ。このことは、昨今深刻となっているシカなどの有害獣駆除と駆除個体のジビエ利用などとも重なるところがあり、命をいただき無駄にしない倫理思想などとも関連するものもあり、別項で論じることとしたい。

2. 生物の倫理と文化

(1) アニマルウェルフェア

捕鯨への反対理由のひとつに、捕鯨方法(商業捕鯨、調査捕鯨を問わず)の残酷性があげられる。すなわち、現在行われている爆発銃先(グレネード)による捕鯨では、致死時間が長く、動物に苦痛を与えるというもので、特に調査捕鯨では捕殺ではなくバイオペシー(生体組織)調査による非致死的な調査とすべきだという。これに対して日本は、致死時間の短縮努力や詳細調査のための捕殺の必要性などで反論している。

最近では、「アニマルウェルフェア(動物福祉)」という考え方が生まれてきた。ペットはもとより、家畜も快適な環境下で飼養することにより、動物のストレスや疾

病を減らそうというものだ。人間よりも羊の方がはるかに多いニュージーランドでは、動物は感覚のある生きものだと認定し、畜産業界などに適切な動物福祉を義務付けた動物福祉修正法が世界に先駆けて可決（二〇一五年）された。

食肉処理（屠畜）に際しても、家畜に苦痛や恐怖を与えないようスタンガンなどで意識を失わせてから処理しようとすることを義務付けた法律が、デンマークやオランダなどヨーロッパの国々で制定されている。これに対して、傷ついた肉を食べることが禁じられているユダヤ教徒や、死肉や絞殺された肉などを食べることが禁じられ、意識がある状態で処理するのが一般的なイスラム教徒は反発している。動物の権利と信教の自由の選択、食肉処理方法と動物福祉の合致などの難しい論争が、欧州連合（EU）に広がっている。

(2) 人間中心主義から生命中心主義へ

クジラが絶滅危惧種であり、その捕獲方法が残虐だというだけではなく、仲間内でのコミュニケーション能力も有する高等な哺乳動物だというのも、捕鯨禁止論の理由のひとつとなっている。アルゼンチンの裁判所は、二〇一四年一二月にオランウータンにも人間と同じ基本的な権利が認められるとして、動物園から解放して自然に

戻すように命じる判決を出した。

欧米においては、神が人間のために自然を創造した（創世記）とするキリスト教的思想の影響を強く受けた結果、自然とは人間が支配する単なる資源であるとの考え方が強くなり、これが近代の自然破壊にもつながったと指摘されている。しかし、この自然と人間との関係、すなわち自然は人間の従属物であるとする考え方は、一九六〇年代後半から変化してきた。自然資源は有限であり、再生可能とされる生物資源であっても、無秩序な消費や汚染は、人類生存の基盤である地球環境そのものを危うくする、という考え方だ。

人間は自然の「支配者」というよりも、自然的共同体の「一員」であり、人類が生存していくことは生態系の健全性を維持していくことにかかっている、すなわち、人間の利益と生態系の利益は同一であると考えられるようになってきた。こうした動きは、環境倫理学などという、「人間中心主義」からの脱却と「生命中心主義」への移行であり、動物解放論やアニマルウェルフェアなどもその延長上にあるといえよう。

日本では、古代からの原始神道（アニミズム）の伝統や仏教思想の影響もあり、「二寸の虫にも五分の魂」、さらには人間と動物の世界を往来する「生まれ変わり」や「輪廻転生」、そして「山川草木悉皆成仏」などの言葉

にも象徴されるように、人間と他の生きものを一体視し、すべからず生物は対等であるとする生命中心主義的な考え方が生活に根付いている。これらアニミズムなどの思想は日本など仏教国やアジアだけではなく、広く世界に存在してきた。この点では欧米も、キリスト教的思想による人間中心の生物資源としての考え方から、古来の生命中心主義の考え方に回帰してきたともとらえられる。つまりクジラも、人類生存のための資源利用としての観点から、人類と同じ哺乳類、生きものとしての観点へと移行してきたということだ。

こうした(倫理)思想の変遷により、捕鯨論争においても、アニマルウェルフェアで議論される苦痛を伴う死か否かにかかわらず、高等な哺乳類であるクジラを殺戮すること自体に対する倫理的な反対論が根強くなってきたと考えられる。

(3) 生物資源と先住民

捕鯨継続論の主張のひとつに、捕鯨・鯨肉食は日本の伝統文化であり、「先住民生存捕鯨」と同類であるというものがある。今日の生物多様性政策の分野でも、先住民、伝統文化などは重要なキーワードとなっている。

前述のとおり、生物多様性条約の目的の三番目には、途上国などの主張により盛り込まれた「利益の衡平な配

分」がある。この背景にあるのは、大航海時代以降に植民地からヨーロッパにもたらされたトマトやジャガイモなどの食材だけではなく、現在においても数千年にわたる先住民などの「伝統的生態学的知識(TEK)」を利用した医薬品開発などがある。これにより、生物資源からの抽出方法などが特許化され、先住民や地域社会に利益が還元されないどころか、特許という制限によって時にはその自然由来の医薬品などを使用してきた慣習・文化の存続も危うくなる事態が生じた。

途上国は、発展を犠牲にして生物資源を保全してきたのは自分たちであり、その資源を利用してきた先進国やグローバル企業は、利用のための技術やそこから生じる利益を資源の原産国である途上国に還元すべきであるとし、利益をむさぼる企業の行為を生物資源の海賊行為(パイラシー)、あるいは生物帝国主義と非難している。こうして、条約に生物資源原産国としての途上国の権利認識、先進国が生物資源の活用により獲得した利益および技術の途上国への還元・移転などを盛り込むよう主張したのだった。条約成立からおよそ二〇年後の二〇一〇年に名古屋で開催されたCOP10で、ようやく生物資源(遺伝資源)の利用(アクセス)とその対価(利益配分)など(ABS)の国際ルールが「名古屋議定書」として合意された。しかし、グローバル企業による議会

圧力などにより、米国は条約そのものに当初から加盟（批准）していない。

陸棲生物では、原産国としての権利は比較的理解されやすい。しかし、渡り鳥など移動距離の長い生物では、その保全には世界的な協力体制が必要である。また、生物多様性は、食糧などの生物資源としての利用・供給だけでなく環境保全にも寄与している（生態系サービス）ことから、特定の国・地域に所属する資源（ローカル・コモンズ）ではなく、地球公共財（グローバル・コモンズ）としての認識も必要となってくる。海洋生物クジラではなおのこと、資源ナショナルリズムに陥ることなく、地球公共財としての認識が問われる時代といえよう。

前述の保護地域として世界最初の国立公園が指定されたのは、一八七二年のイエローストーン国立公園（米国）である。その際には、先住民の伝統や生活を無視し、彼らを追放して国立公園専用地が設定された。この「イエローストーンモデル」と呼ばれる保護地域ガバナンスは、時の帝国主義時代の流れの中で世界各地の植民地にも導入された。一方近年では、周辺住民による伝統的な形態での保護地域内生物資源利用を許容する地区を設定したり、先住民・地域社会の保護地域管理への参加や土地の返還なども進んできている。

先住民生存捕鯨も、このような文脈の中で位置づけら

れてきたものであろう。団塊世代でもある筆者は、鯨肉にはノスタルジーもある。しかし、いくら縄文時代以来の鯨肉食伝統があるとはいえ、鯨肉の確保は今の時代には商業捕鯨再開の大義名分にはならないし、日本の商業捕鯨に先住民生存捕鯨規程が適用されるとも考えにくい。一方で、クジラと同じ哺乳動物を家畜として、あるいはジビエとして食材にする欧米諸国は反捕鯨の理論と矛盾するのではないか、という反発が特に日本人には根強いのも理解できる。いずれにしろ、倫理観も含め、それぞれの文化の違いによる捕鯨・反捕鯨の二項対立とすべきではないだろう。

(4) エコツーリズム

捕鯨に代わる新たなクジラの利用法として、ホエールウォッチングが注目を集めており、IWCでも一九九三年に認知決議がなされている。このような動植物観察を主体とする観光は、「エコツーリズム」とも呼ばれる。

エコツーリズムは、自然破壊を伴う大量の観光客による利用（マスツーリズム）へのアンチテーゼとして一九八〇年代に誕生した用語だ。一方で、近年ではエコツーリズムが一種の観光ブランドとなり、多くの集客によって自然が破壊されてしまうという現象も現れている。植民地時代からサファリと称される動物観察ツアーが盛ん

だったアフリカでは、ライオンなどビッグファイブと呼ばれる大型獣などを観るために観光客を乗せた多くのサファリカーが動物の近くにまで接近し、取り囲む。

ホエールウォッチングが盛んに行われている小笠原では、かつて一部の業者がサービスピ精神のあまりクジラに船を近づけ、後を追いつくこともあった。そこで小笠原ホエールウォッチング協会では、クジラから一〇〇m以内（マッコウクジラは五〇m以内）に船を近づけないなどの「自主ルール」を定めている。

商業捕鯨からホエールウォッチングへの転換については、クジラの発見能力にすぐれ、習性に詳しい鯨捕りの活躍の場としての評価がある一方で、経済的には商業捕鯨の代替にはならないとの声もある。

エコツーリズムは、国際的な保護地域政策の文脈では、地域住民が燃料や食糧、薬草など保護地域内の自然資源に依存・採取することを回避するための地域経済向上をも目的としている。エコツーリズムには様々な定義があるが筆者は、単に人間のための利益、地域社会の収入増加の手段として従来の「観光」が置き換わったものではなく、①自然や文化を損なわない持続可能な観光利用、②自然や文化の理解・学習、③地域社会の振興、そして④自然および文化と地域社会の双方に利益をもたらすもの、すなわち人間が自然から受けてきた恩恵を自然

に対して還元するものと考ええる。ホエールウォッチングにおいても、捕鯨を日本の伝統文化の一部とみなすのであれば、単にクジラの姿を追うだけでなく、その過程で捕鯨の歴史・文化の伝承をも組み込むプログラム開発も必要だろう。

おわりに

これまで、生物多様性の視点、あるいは関りを紹介しながら捕鯨論争をみてきた。世界的に、生きものへのまなざしは、人類のための「資源」から、人類と同じ「生命体」へと変化してきている。これは、人種やジェンダーに境（ボーダー）や区別がなくなってきたのと同様に、一九六〇年代以降特に顕著になった世界のトレンドでもあり、先住民の扱いも含めて、九二年開催の「国連環境開発会議」を契機に一層加速されたと考えられる。

このボーダーレスの流れは本来、混同とした画一化へ向かうのではなく、それぞれの個性・存在を尊重するという多様化の流れでもある。そして、国や人間の間だけでなく、人間と生物との関係でも拡大していくことだろう。

捕鯨論争も、こうした世界のトレンドと決して無縁ではないのではないか。捕鯨方法の残虐性批判と致死時間短縮での反論は、例えて言えば、絞首刑が電気椅子や薬

物注射かという死刑の方法論争である。しかし、世界の議論は、そもそも死刑制度を廃止すべきかどうか、というところまできている。命を奪うことは是非と、その際に苦痛を与えるか否かとはい、別の問題である。捕鯨でも、単に方法論の議論ではなく、クジラの殺戮そのものの可否論争にまできていることを認識する必要がある。

捕鯨問題は、純粹に人間対生物の関係、すなわち生命倫理、あるいは文化多様性の問題にとどまらないのは確かだ。捕鯨をめぐる意見対立は、欧米諸国と日本といった国際間での協調問題、さらには生物と人間との共存・共生を考える上での象徴的問題でもある。自国の意見が認められないからといってIWCから脱退した日本政府の態度は、自国の利益にならないとして生物多様性条約を批准せず、また地球温暖化防止のための京都議定書やパリ協定から離脱（を表明）した米国の姿と重なってみえてしまう。生物多様性条約でのABIS問題は、先進国・途上国間の激しい対立の末に二〇〇六年かけて「名古屋議定書」に結実した。しかしその後、実施方法の詳細などについて議論が引き続いている。ABIS問題は、経済問題を基底とした政治化された倫理問題でもある。捕鯨論争においても同様の面があるが、それぞれの文化や倫理観の違いによる捕鯨・反捕鯨の二項対立ではない粘り強い協議を捕鯨支持派、反捕鯨派の双方に望みたい。

なお、紙幅の都合などにより本稿で解説しきれなかった生物多様性保全の必要性、生物多様性条約をめぐる南北対立とその背景、保護地域ガバナンスの変遷、生物をめぐる倫理と文化などについての詳細は、拙著『生物多様性を問いなおす 世界・自然・未来との共生とSDGs』（ちくま新書）をご参照いただければ幸いである。

参考文献

- 秋道智弥（二〇〇九）『クジラは誰のものか』筑摩書房
 石井敦、真田康弘（二〇一五）『クジラコンプレックス 捕鯨裁判の勝者はだれか』東京書籍
 石川創（二〇一一）『クジラは海の資源か神獣か』NHK出版
 大隅清治（二〇〇三）『クジラと日本人』岩波書店
 岸上伸啓（編著）（二〇一一）『捕鯨の文化人類学』成山堂書店
 小松正之（二〇〇二）『クジラと日本人 食べてこそ共存できる人間と海の関係』青春出版社
 高橋順一（一九九二）『鯨の日本文化誌 捕鯨文化の航跡をたどる』淡交社
 高橋進（二〇〇九）『国際的な生物多様性政策の転換点に関する研究』環境情報科学論文集、三三
 高橋進（二〇二二）『生物多様性を問いなおす 世界・自然・未来との共生とSDGs』筑摩書房

編集後記

「暑さ寒さも彼岸まで」。子どもの頃に聞いた祖父の言葉が今でも耳に残っています。その言葉どおり、関東地方では春分の日を境に、それまでの厳しい寒さが一気に緩み、桜の蕾がほころぶ季節となりました。能登半島地震に見舞われた奥能登地方でも、「白米千枚田（しろよねせんまいだ）」で被災復興二年目の田植え準備が始められているようですが、当該圃場を含めた多くの農地が、昨年九月の奥能登豪雨により流入した土砂・流木を撤去できていない状況にあります。農地の復旧が進み、春の営農に間に合うよう願うばかりです▼さて、今月の特集「商業捕鯨の現状と課題」では、約三〇年ぶりに再開された商業捕鯨について、その現状と課題を政策・産業・国際交渉・生物多様性といった側面からの検証が行われています。特に鯨肉流通・消費の課題を論じた岸本論文には、学校給食で鯨肉を味わった経験を持つ小学生は、当時（一九七〇年代）の懐かしい記憶が思い出され、夫婦の会話にも花が咲いたところです。学校給食で出された「鯨肉の煮付け」は、噛み切れないほどに堅かったことが印象に残っており、お世辞にも美味しいといえる

ようなメニューでは無かったように記憶しています。ただ、その後に出会った「コロ」（本皮の煎り揚げ）については、関西おでんに欠かせない具材と言われるだけあって、「もう一度食べたい」と思わせるほどの美味であったことを思い出しました▼ここまで書いた途端に「鯨を食べたい」との衝動に駆られ、ネット検索したところ、灯台もと暗しとはこのこと。足もとの農水省北別館一階にある「手しごと屋 咲くら」がヒットしました。早速お店に向かい「ニタリ鯨三昧御膳」（二二〇〇円・別掲写真）を注文しました。食べてビックリ、幼少期の「堅い」だけの記憶を根底から掻き消してくれるほどの柔らかさでした。また、お味の方も特製のシャリアピンソース（？）仕立ての味付けもあって独特のクセを感じさせない美味しさでした。組合員（職員）の皆さんはもちろん、外部の方もランチタイム（一一時～一四時）は入館証不要なので是非ご賞味あれ。

（岡本）

